

第2期江東区地域福祉計画（素案）

令和8年度～令和11年度

令和7年10月



スポーツと人情が熱いまち
江東区

区長及び江東区地域福祉計画推進会議会長の
あいさつ文を掲載予定

目次

第1章 地域福祉計画とは.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	5
第2章 計画の背景.....	7
1 地域福祉を取り巻く動向.....	8
2 江東区の現状.....	10
3 調査等からみえる課題.....	14
第3章 計画推進の方向性.....	19
1 計画の基本理念.....	20
2 計画の基本方針.....	21
3 圏域の考え方.....	22
第4章 施策の推進.....	23
施策体系.....	24
施策を横断する取組 ◆孤独・孤立対策.....	25
施策を横断する取組 ◆包括的な支援体制の充実（重層的支援体制整備事業）.....	26
基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる.....	27
基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる.....	34
基本方針Ⅲ 地域福祉の基盤をつくる.....	42
第5章 計画の推進体制と進行管理.....	49
1 計画の推進体制.....	50
2 計画の進行管理.....	50
資料編.....	51
1 統計グラフ.....	52
2 江東区地域福祉計画推進会議設置要綱.....	57
3 江東区地域福祉計画推進会議委員名簿.....	58
4 計画の策定経過.....	60

「**」の付いている用語の説明を初出ページの下部に記載しています。

第 1 章 地域福祉計画とは

1 計画策定の趣旨

地域のつながりの希薄化による社会的孤立[※]等の問題化や、8050問題[※]・ダブルケア[※]、ヤングケアラー[※]といった制度・分野ごとの福祉制度（縦割りの公的支援）では対応しきれなくなっている状況などを踏まえ、区は令和4年3月、「江東区地域福祉計画（令和4年度～令和7年度）」（以下「第1期計画」という。）を策定し、生活上の困難を抱えるあらゆる方への包括的な支援体制を構築するため、地域、行政、地域と行政の3つのつながりづくりに取り組んできました。

第1期計画策定時以降、わが国の社会経済情勢は大きく変化しています。コロナ禍を経てクローズアップされてきた社会からの孤独・孤立の問題や、さらなる少子高齢化の進展、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯が増加は、区においても大きな課題となっています。

また、多様化・複雑化するさまざまな問題を抱えた人に適切な支援を行うため、制度・分野の横断的な取組や地域のつながりの回復・再生の重要性が一層高まっています。

こうした状況に対応していくため、第1期計画における取組状況と成果、区民・団体等の意見を踏まえた課題を整理し、「第2期江東区地域福祉計画（令和8年度～令和11年度）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画は地域福祉の基本的な考えは第1期計画を継承しつつ、近年の地域福祉を取り巻く動向も踏まえて、施策や取組を見直したものです。また、施策を横断する取組として、新たに「孤独・孤立対策」と「重層的支援体制整備事業」の実施を盛り込みました。

本計画に基づき、区と区民・関係団体が対話を重ねながら、連携・協働し分野横断的に取り組むことで、困りごとを抱える方が必要な支援を一体的に受けられる体制を構築するとともに、誰もが生きがいをもって笑顔で暮らせる「地域共生社会」の実現を目指していきます。

※社会的孤立：一般的に「家族やコミュニティとほとんど接触がない状態」のこと。「社会的交流の欠如」「社会的サポート（受領）の欠如」「社会的サポート（提供）の欠如」「社会参加の欠如」等、段階的な種類があるとされる。

※8050問題：80代の親と50代のひきこもり等のこどもが同居し、様々な生活問題を抱えていること。

※ダブルケア：親の介護と子育て等に同時に直面すること。

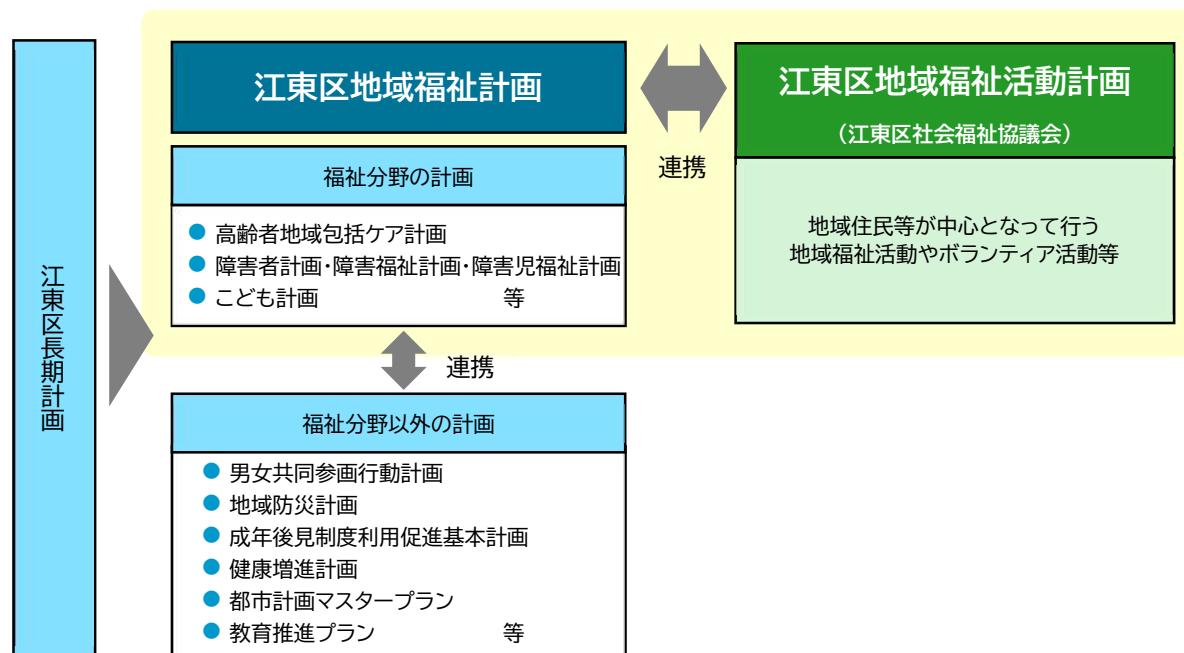
※ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定にもとづく「市町村地域福祉計画」として策定します。

「江東区長期計画」の部門計画のひとつであるとともに、高齢・障害・こどもなどの福祉施策全般の上位計画として、各福祉分野に共通する概念である地域福祉を推進するための基本指針として位置づけられる計画です。

また、本区の地域福祉の推進に大きな役割を担っている江東区社会福祉協議会が策定する「江東区地域福祉活動計画」とは理念や目標を共有し、十分に連携を図りながら、「車の両輪」として施策に取り組んでいきます。



社会福祉協議会の取組

社会福祉協議会は、社会福祉法にもとづき「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として設置された公共性・公益性の高い民間非営利団体です。

江東区社会福祉協議会は、子育てや高齢者地域見守りなどの支援、カフェ・サロンなどの居場所づくり、ボランティア活動の推進、生活福祉資金貸付、成年後見制度推進を含む福祉サービス総合相談などを行っています。

また、複雑化・複合化した地域生活課題に対し、地域福祉コーディネーターが地域住民や関係機関と連携して、その解決に取り組んでいます。

「江東区地域福祉活動計画」は、住民や民間団体の活動・行動を示し、地域福祉を推進する団体として、社会福祉協議会（社協）が住民とともに策定した計画です。

3 計画の期間

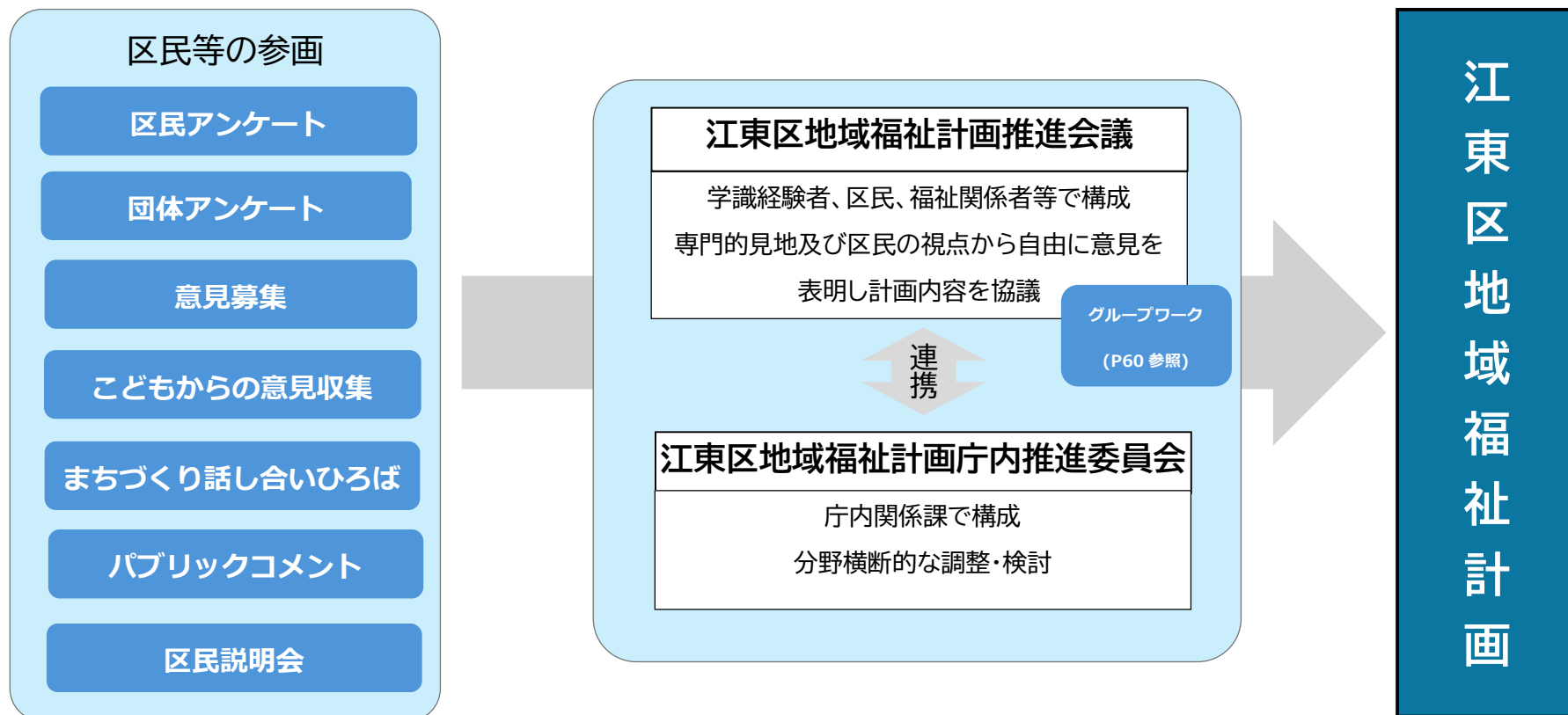
本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間とし、「江東区長期計画（後期）」および「江東区地域福祉活動計画」の計画期間との整合を図ります。

計画名	令和 8 年度 2026	令和 9 年度 2027	令和 10 年度 2028	令和 11 年度 2029	令和 12 年度～ 2029～
長期計画	後期:令和7～11年度				次期計画
地域福祉計画	第2期:令和8～11年度				次期計画
高齢者地域包括ケア計画	令和6～ 8年度	次期計画			次々期計画
障害者計画	令和6～11年度				次期計画
障害福祉計画 障害児福祉計画	令和6～ 8年度	次期計画			次々期計画
こども計画	令和7～11年度				次期計画
江東区地域福祉活動計画 (江東区社会福祉協議会)	第5次:令和6～11年度				次期計画

4 計画の策定体制

本計画は区民、地域活動団体、福祉関係団体、社会福祉法人等から地域福祉に関する幅広い意見を反映して策定しました。

区民等の意見を反映するにあたっては江東区地域福祉計画推進会議（外部委員）並びに江東区地域福祉計画庁内推進委員会（行政）等において十分に協議を行いました。



二次元コード

▶ 江東区地域福祉計画推進会議の検討経過は下記の区ホームページで閲覧できます。

ホーム > 区政情報 > 施策・計画 > その他の計画・取り組み等 > 江東区地域福祉計画 > 地域福祉計画推進会議

URL <https://www.city.koto.lg.jp/210157/fukushi/keikaku/suisin.html>

音声コード位置

▼区民アンケート、団体アンケート（地域福祉に関するアンケートとして実施）

	区民	団体
対象	3,000 人（18 歳以上の区内在住者から無作為抽出）	地域福祉分野において区内で活動する団体等 69 件
調査方法	配付方法：自宅への調査票郵送 ※調査期間中、督促ハガキ送付 回答方法：Web 回答、郵送提出（いずれか 1 つを選択）	配付方法：自宅への調査票郵送、メール送付 回答方法：Web 回答、郵送提出（いずれか 1 つを選択）
調査実施期間	令和 6 年 9 月 30 日（月）～10 月 18 日（金） ※最終受取 11 月 6 日（水）	令和 6 年 10 月 1 日（火）～10 月 18 日（金） ※最終受取 11 月 6 日（水）
回答	1,179 人（回答率 39.3%）	40 件（回答率 58.0%）

▼意見募集、こどもからの意見収集、区民説明会、パブリックコメント

	意見募集	こどもからの意見収集
対象	区民、区内在勤者、区内在学者	小学生、中学生
実施方法	区報、区ホームページ、区 SNS による募集	●●●●
実施日時	令和 6 年 11 月 1 日（金）～11 月 17 日（日）	令和 7 年●月●日（●）～●月●日（●）
参加・回答	66 人	●人
	区民説明会	パブリックコメント
対象	区民	区民、区内に勤務している人、団体等
実施方法	地域説明会（3 会場を予定）	区報（11/1 号）及び区ホームページ等による募集
実施日時	令和 7 年●月●日（●）、●月●日（●）、●月●日（●）、	令和 7 年 11 月 1 日（土）～11 月 30 日（日）
参加・回答	●人	●件

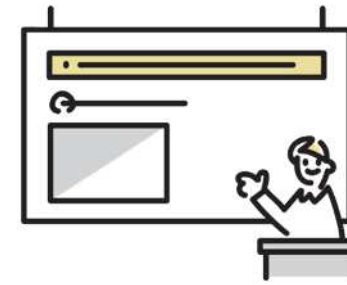
二次元コード

▶アンケート報告書、区民等の意見は下記の区ホームページで閲覧できます。

ホーム > 区政情報 > 施策・計画 > その他の計画・取り組み等 > 江東区地域福祉計画 > ●●

URL <https://www.city.koto.lg.jp/●●>

第2章 計画の背景



1 地域福祉を取り巻く動向

(1)国の動向

平成 28 年 6 月の「ニッポン一億総活躍プラン」において国民の安心した生活を支える新しいビジョンである「地域共生社会」が示され、「地域共生社会」の実現に向けて法制度や対策が進められました。

平成 30 年 4 月施行の社会福祉法一部改正では、市町村に地域住民の抱える多様な課題に対応する「包括的な支援体制の整備」と、福祉分野の共通的な事項を記載する上位計画として「地域福祉計画の策定」が努力義務に規定されました。



出典：厚生労働省HP「地域共生社会のポータル」

図：地域共生社会のイメージ

令和 3 年 4 月施行の社会福祉法等の一部改正では包括的な支援を提供する体制である「重層的支援体制整備事業」（市町村任意事業）が創設されたほか、生活困窮者自立支援、L G B T 理解増進法、こども基本法等が施行されました。また、令和 3 年に「孤独・孤立対策の重点計画」が策定され、孤独・孤立対策が本格的に取り組まれ始め、令和 6 年 4 月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。

▼国の主な動向

平成 28 年度	● 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行（平成 28 年 5 月） ● 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定（平成 28 年 6 月） ● 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行（平成 28 年 12 月）
平成 30 年度	● 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行（平成 30 年 4 月）
令和元年度	● 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行（令和元年 9 月）
令和 3 年度	● 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行（令和 3 年 4 月） ● 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」改定（令和 3 年 5 月） ● 「孤独・孤立対策の重点計画 令和 3 年度」閣議決定（令和 3 年 12 月） ● 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（令和 4 年 3 月）
令和 4 年度	● 「第二次再犯防止推進計画」閣議決定（令和 5 年 3 月）
令和 5 年度	● 「こども基本法」施行（令和 5 年 4 月） ● 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行（令和 5 年 6 月） ● 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行（令和 6 年 1 月）
令和 6 年度	● 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行（令和 6 年 4 月） ● 「孤独・孤立対策推進法」施行（令和 6 年 4 月） ● 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」施行（令和 6 年 9 月）
令和 7 年度	● 今後の動向による追記（改正住宅セーフティネット法の施行など）

(2)東京都の動向

東京都では、平成 18 年 2 月に「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定しました。

その後、社会福祉法改正等の動向を受け、平成 30 年 3 月に「東京都地域福祉支援計画」、令和 3 年 12 月に「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定しました。

続いて令和 5 年度には「第二期東京都地域福祉支援計画」（計画期間：令和 3～8 年度）の中間見直しを行っています。

▼第二期東京都地域福祉支援計画の概要

計画の目指す姿	「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進する
地域共生社会とは	「高齢者」「障害者」といった制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の姿
計画の 3 つの理念	①誰もが、所属や世代を超え、地域とともに参加・協働し、互いに支え、支えられながら生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことが出来る東京 ②地域の課題について、身近な地域において包括的に相談出来、解決に向けてつながることができる東京 ③多様な主体が、それぞれの専門性や個性を生かし、地域づくりに参画することができる東京
テーマ① 地域での包括的な支援体制づくりのために	◆ 包括的な相談・支援体制の構築 ◆ 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築 ◆ 住民参加を促す身近な地域の居場所づくり ◆ 地域住民等による地域の多様な活動の推進 ◆ 対象を限定しない福祉サービスの提供
テーマ② 誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために	◆ 住宅確保要配慮者 [☆] への支援 ◆ 生活困窮者への総合的な支援体制の整備 ◆ 多様な地域生活課題への対応 ◆ 権利擁護 [☆] の推進 ◆ 災害時要配慮者 [☆] 対策の推進
テーマ③ 地域福祉を支える基盤を強化するために	◆ 民生委員・児童委員の活動への支援 ◆ 福祉人材の確保・定着・育成 ◆ 福祉サービスの質の向上
改定の主なポイント	▶前計画後の社会情勢の変化を反映（社会福祉法の改正、コロナ禍の影響 など） ▶顕在化した新たな地域生活課題についての対応等を新規掲載・追加記述（孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合う居場所づくりの推進、災害に強い福祉の推進、デジタルデバイド [☆] の是正など） ▶区市町村の取組状況について、ヒアリング等により詳細な状況を把握し、事例として紹介

☆住宅確保要配慮者：高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等、住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。

☆権利擁護：自らの権利を表明することが困難な認知症高齢者や障害者等の代わりに代理人である援助者等が当事者を権利の侵害から守るとともに、権利の表明や行使等の支援を行うこと。

☆災害時要配慮者：災害時に特に配慮を要する者（寝たきり等の要介護高齢者や認知症の人、障害者（障害児を含む。）、難病患者、乳幼児、妊産婦等）

☆デジタルデバイド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

音声コード位置

2 江東区の現状

(1) 地域福祉に係る主なデータ

本区における人口等の動向と地域福祉への影響を整理しました。

各データの詳細は、資料編 1 統計グラフ
(P52～P56)に掲載しています。



①人口 / 外国人住民数	②年齢(3区分)別人口	③世帯数 / 1世帯当たり人員	④出生数 / 合計特殊出生率	⑤町会・自治会加入率
525,952人 / 29,275人 (令和4年1月1日) ↓ 541,685人 / 39,561人 (令和7年1月1日)	年少人口(0～14歳) 66,563人 生産年齢人口(15～64歳) 346,388人 老年人口(65歳以上) 113,001人 (令和4年1月1日) ↓ 年少人口(0～14歳) 64,616人 生産年齢人口(15～64歳) 364,497人 老年人口(65歳以上) 112,572人 (令和7年1月1日)	276,477世帯 / 1.90人 (令和4年1月1日) ↓ 294,261世帯 / 1.84人 (令和7年1月1日)	3,680人(年間) / 1.11 (令和4年1月1日) ↓ 3,582人 / 1.07 (令和5年1月1日)	56.6% (令和4年4月1日) ↓ 54.1% (令和6年4月1日)



人口、外国人の増加 ↓	少子化、高齢化の進展 ↓	世帯の増加、世帯の小規模化 ↓	出生数の伸び悩み ↓	地域活動参加者の伸び悩み ↓
● 価値観の違いや多様性の理解促進が必要 ● 地域における多文化共生に向けた取組が必要	● 労働力人口の減少 ● 仕事と育児・介護の両立支援の普及が必要 ● 終末期、看取り等の支援が必要	● 単身世帯等の孤立化防止対策が必要 ● 住宅セーフティネットの強化が必要	● 将来の地域の担い手不足 ● 手厚い子育て支援が必要 ● こども・若者特有の課題への対応が必要	● 地域コミュニティの希薄化への対策が必要 ● 地域活動の担い手不足への対策が必要

各データの詳細は、資料編 1 統計グラフ
(P52～P56) に掲載しています。



⑥要介護認定者数 / 認定率	⑦障害者手帳保持者数	⑧生活保護被保護人員 / 保護率 ／ 自立相談支援事業相談件数	⑨虐待等相談対応件数	⑩不登校 [※] 児童・生徒数
21,655人 / 19.0% (令和3年12月31日) ↓ 23,700人 / 20.8% (令和6年12月31日) ※要支援・要介護認定者数(65歳以上)	身体障害者 15,520人 知的障害者 3,630人 精神障害者(手帳保持者) 5,510人 (令和4年3月31日) ↓ 身体障害者 15,275人 知的障害者 3,849人 精神障害者(手帳保持者) 6,322人 (令和7年3月31日) ※複数の手帳所持者をそれぞれの障害に カウントしているため、実数と異なる	9,250人 / 17.55% (令和4年3月31日) 3,554件 (令和3年度) ↓ 8,497人 / 15.64% (令和7年3月31日) 3,850件 (令和6年度) ※保護率：人口千人当たりの被保護人員 (単位：パーミル(‰)) ※件数は延べ相談件数	高齢者 135件 障害者 18件 児童 1,356件 DV [※] 402件 (令和3年度) ↓ 高齢者 158件 障害者 42件 児童 1,770件 DV 473件 (令和6年度) ※高齢者は新規受付件数 障害者は相談・通報件数 児童は相談通告件数 DVは相談件数	小学校 296人 / 中学校 449人 (令和3年度) ↓ 小学校 551人 / 中学校 592人 (令和5年度) ※区立小中学校、義務教育学校



認定者数の増加 ↓	障害者数の増加 ↓	生活困窮に関する相談の増加 ↓	虐待等相談対応件数の増加 ↓	不登校児童・生徒数の増加 ↓
- 介護・医療サービス等の需要が拡大 - 成年後見等の権利擁護の需要が拡大 - 介護の担い手の確保、家族への支援が必要	- 福祉・医療サービス等の需要が拡大 - 親亡き後の生活支援が必要	- 生活保護に至る前段階での就労・生活支援が必要 - 貧困の連鎖を防ぐこどもの教育機会の確保が必要	- 虐待等を未然に防ぐ啓発が必要 - 関係機関と連携した早期発見、分野横断的な支援が重要 - 継続的な支援体制が必要	- 教育機会の多様化と質の確保が必要 - こども・若者が地域や社会とつながる機会拡大が必要

※不登校：何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない・あるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者

※DV：配偶者間暴力（ドメスティック・バイオレンス）のこと。配偶者や恋人等のパートナーから受ける身体的・精神的・性的暴力のこと。

音声コード位置

(2)第1期計画(令和4～7年度)の取組状況

各取組の評価や進捗確認を行い、新規事業や事業改善に取り組むなど、第1期計画を推進してきました。

主な実績 基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる

施策1 地域のつながりをつくる

- 区内初のこども向け複合施設「こどもプラザ」を開設 (R4)
- 子ども家庭支援センターを住吉・亀戸・富岡地域に開設 (R4～)
- 江東区社会福祉協議会の地域拠点を城東・深川北部地域に開設 (R7)
- 長寿サポートセンターにケアマネジャーを増員 (R6～)
- 障害者基幹相談支援センターを開設 (R7)

施策2 行政のつながりをつくる

- 「区内福祉連絡会議」を設置 (R4～)
- 児童虐待対応の連携強化に関する協定書等を警視庁及び区内警察署と締結 (R4)

施策3 地域と行政のつながりをつくる

- 「地域福祉計画推進会議」を設置 (R4～)
- 「江東区ボランティア・地域貢献活動センター」を設置 (R5)



こどもプラザ（2階プレイルーム）

主な実績 基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる

施策4 人に優しいまちをつくる

- 公衆トイレの改修時に「バリアフリートイレ」として整備するとともに、フィッティングボードを設置 (R4～)
- 区内鉄道駅へのホームドア整備等の助成を実施 (R4～)

施策5 一人ひとりの尊厳を守る

- 「江東区こどもの権利に関する条例」を制定 (R6)
- あんしん江東と連携して中核機関を整備 (R5～)

施策6 災害時の福祉を向上させる

- 福祉専門職が高齢者及び障害者の個別避難計画の作成に参画 (R6～)
- 避難所運営サポーターを育成して拠点避難所に配置 (R6～)

施策7 誰もが社会参加できる仕組みをつくる

- 失語症者への意思疎通支援者の派遣を開始 (R5～)
- 区役所売店に重度障害者等が操作する分身ロボットを導入 (R6～)



接客中の分身ロボット

主な実績 基本方針Ⅲ 地域福祉の基盤をつくる

施策8 情報の適切な活用を図る

- 区ホームページに AI チャットボットや来庁予約システム、ChatGPT による検索結果の要約機能等を導入 (R5~)
- こうとう区報及び区ホームページのリニューアルを実施 (R6)

施策9 福祉の質を向上させる

- スクールソーシャルワーカーの人数を拡充し、学校巡回型に移行 (R5~)
- 江東区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター[☆]を増員 (R6~)
- すべての子ども家庭支援センターにアウトリーチ活動を行う見守り訪問支援員を配置し、虐待の予防支援を強化 (R7~)

施策10 啓発活動を推進する

- 「江東区多文化共生推進基本指針」を策定 (R4)
- 「江東区こども計画」を策定 (R6)
- 「江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例」を改正 (R7)



日本語教室

[☆]地域福祉コーディネーター：地域におけるつながりづくりを地域の方や関係機関と協力して実践し、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を目指す役割を担う社会福祉協議会の職員。

避難所運営サポーター

大規模災害発生時には、区内の小中学校等を拠点避難所として開設し、区・学校・地域の災害協力隊が協力して運営を行うこととしていますが、近年、災害協力隊員の高齢化や隊員数の減少が課題となっています。

そのため、令和6年度から若い世代の区民を対象に「避難所運営サポーター」の募集を開始しました。避難所運営サポーターは、平常時には防災訓練や講習会などに参加し、災害時にはボランティアとして避難所の開設・運営のサポートを行ってもらう地域の大切な担い手として期待されています。今後、各拠点避難所へのサポーターの配置を進めていきます。

男女共同参画及び多様性の尊重の推進

これまでの男女共同参画社会づくりの積極的な取組の推進に加え、性別にとらわれず、すべての人がさまざまな違いを尊重し、自分らしく生きることができる社会の形成が求められています。

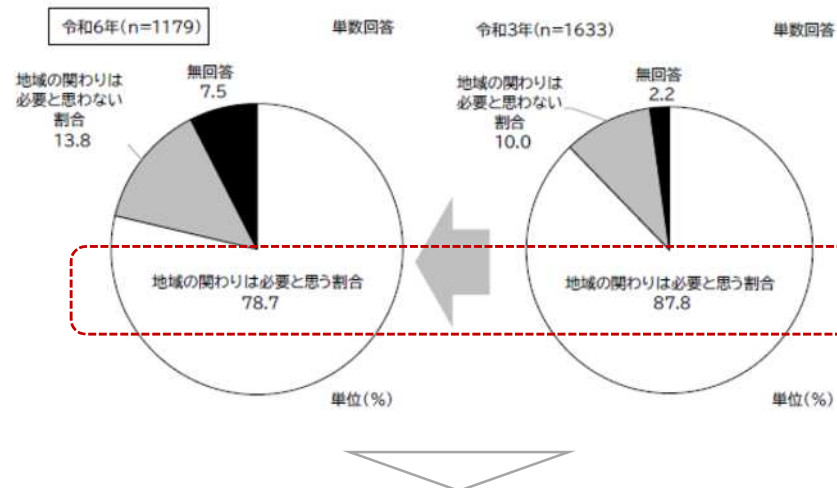
このため、区では「江東区男女共同参画条例」を「江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例」と改め、性の多様性に関する施策を推進することを規定するとともに、婚姻関係にないパートナーの2人やその親族が家族として暮らしやすい環境づくりにつなげるための制度として、「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を新設し、令和7年7月に施行しました。

3 調査等からみえる課題

(1) 地域福祉に関する区民アンケート

質問 暮らしていく上で近所や地域との関わりは必要か。

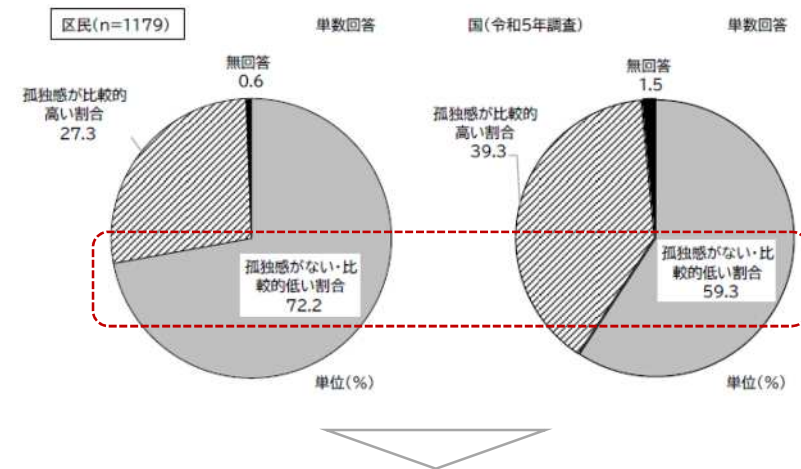
回答 近所や地域との関わりについて必要と思う割合（「必要だと思う」＋「ある程度は必要だと思う」の合計）は78.7%となり、前回調査（令和3年）の87.8%から9.1ポイント低下しました。



- 近所や地域との関わりを8割近くの区民が感じているものの、その割合は微減しています。
- 必要と思う割合は10～20代が60%前後であり、70%以上の30代以上に比べて低いことから、「地域のつながり」へ向けてこどもや若者を含めた幅広い世代に地域と関わる“きっかけ”をつくることが重要です。

質問 生活の中で孤独と覚えることはあるか。

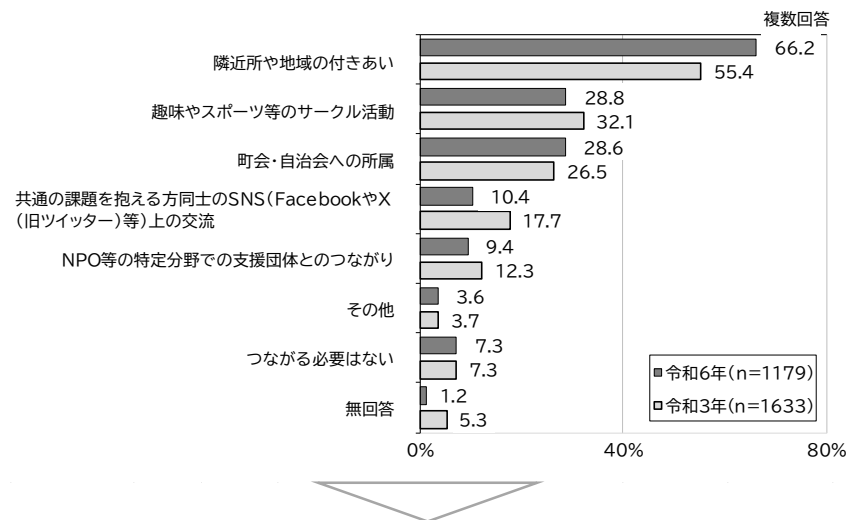
回答 孤独感がない・比較的低い割合（「決してない」＋「ほとんどない（月1回未満）」の合計）は72.2%であり、国の「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」（令和5年）を12.9ポイント上回ります。



- 区民の孤独感がない・比較的低い割合は全国を上回る一方、孤独を感じることが「しばしばある・常にある（週1回以上）」割合は4.7%であり、全国と同程度に一定の割合でみられる状況です。
- 高齢化の進行や不透明な経済情勢等の中、孤独を感じる人や支援の必要な世帯の増加も十分に考えられます。そのため、本人の自覚の有無に関わらず、多様な関わり、継続的な関わりが孤独・孤立を未然に防ぎ、適切な支援につなぐために重要です。

質問 住民同士の「つながり」に重要なこと

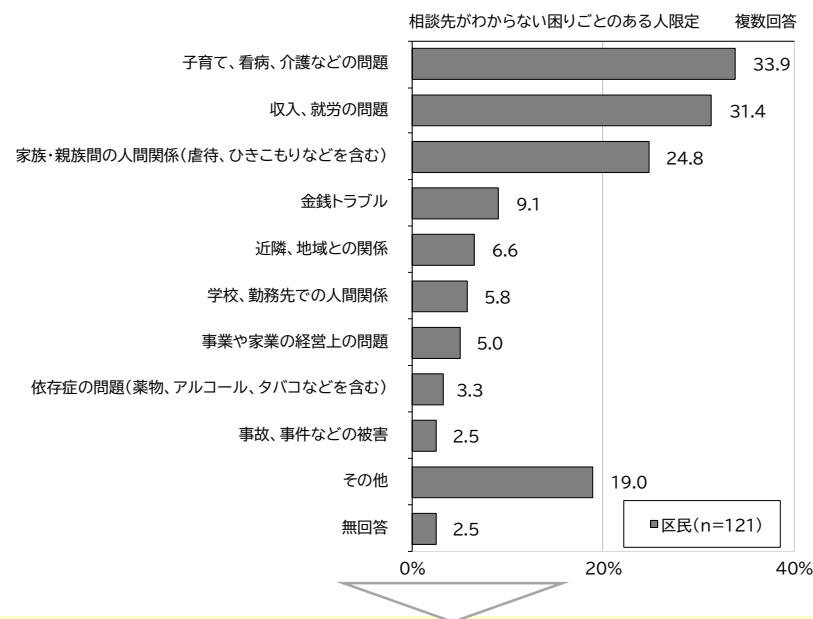
回答 「隣近所や地域の付き合い」が最も高く、次いで「趣味やスポーツ等のサークル活動」、「町会・自治会への所属」です。



- 令和3年調査からは「隣近所や地域の付き合い」が10.8ポイント上昇した一方、「共通の課題を抱える方同士のSNS(FacebookやX(旧ツイッター)等)上の交流」は7.3ポイント低下しました。
- コロナ禍を経験して身近な普段の付き合いの大切さが見直されたことが考えられます。
- 区民の約8割が地域への愛着を持ち、近所に困っている人を「できる範囲で助けたい」という気持ちも微増しています。互いに助けたいと願う意識を普段の行動で少しずつ実践できるようにすることが住民同士の「つながり」づくりに重要であり、災害時の助け合いにも活かされます。

質問 (相談先がわからない困りごとのある人) 困りごとの内容

回答 相談先がわからない困りごとを抱える区民は一定数存在し、困りごとの内容は「子育て、看病、介護」、「収入、就労」、「家族・親族間の人間関係(虐待、ひきこもり*などを含む)」をはじめ、多岐にわたっています。



- 相談先がわからない困りごとがある人は家族ぐるみの近所付き合いをしている人の中にもみられることから、誰にでも起こる可能性があります。
- 困っている人を他人が発見することは極めて難しいことから、日頃から相談や福祉に関する情報の発信・周知とともに、区民が困った時に頼れる相談体制の充実が重要です。
- 情報発信や相談体制におけるデジタルデバインド対策(インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差)の充実も必要となります。

*ひきこもり：様々な要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。(他者と交わらない形で外出をしている場合も含む。)

音声コード位置

(2)主な意見・課題

区民・団体アンケート調査結果をはじめ、計画策定に向けた協議やグループワーク等の意見から導き出した地域福祉の課題は次のとおりです。

基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる	主な意見		課題
	施策1 地域のつながりをつくる ■ 近所の困っている人を「自分ができる範囲で助けたい」割合が上昇 ■ 区民同士や地域活動による支えあいに関する意見・提案は「住民同士の交流、地域の居場所の増加」が最も多い ■ 老若男女問わない交流の場で相互理解を進める ■ 高層マンション等、住民同士のつながりが希薄 ■ あいさつできるまちづくり	»»»	✓ 住民同士の助け合いや交流を生むしかけづくり ✓ 集いの場や居場所の創出 ✓ 様々な地域資源の活用、PR ✓ 近所付き合いの回復と再生を進める取組
	■ 近所の顔も知らない人も地域貢献の意欲はある ■ 地域を支えている方同士の関係が浅いように感じる ■ 様々な意見を調整するコーディネーターが必要 ■ 活動等への費用助成の充実		✓ 区民や団体の活動と地域福祉を結び付けるしかけづくり ✓ 地域課題の共有化 ✓ 地域のつながりづくりの支援の充実
	■ 高齢者の4割半ばは相談相手（家族・友人・知人以外）がいない ■ ひとり暮らし高齢者が増加し孤立化が懸念される ■ 身近な相談窓口への希望は「専門性の高い相談」の割合が上昇		✓ 地域の見守り活動や困る前の相談支援の充実 ✓ 専門性の高い相談の充実
	施策2 行政のつながりをつくる ■ 行政の縦割りではなく「地域」と言う横の繋がりでの相互理解 ■ 複合的な課題に各制度で垣根なく繋がりのある支援体制とサービスの拡充	»»»	✓ 複合的な課題に直面している人や世帯を支える分野横断の体制や専門性の強化 ✓ 地域課題に対する行政の積極的な取組姿勢
	施策3 地域と行政のつながりをつくる ■ 行政側の地域へのアプローチが不足 ■ 地域活動団体との連携の程度に圏域によって差がある ■ タウンミーティングの定期開催（区民の声を行政に直接届ける） ■ 当事者や関係者の意見要望を把握する制度づくり	»»»	✓ 地域状況の把握と適切な取組の実施 ✓ 中間支援組織の活動充実 ✓ 協働事業提案制度等の活用
	■ 接続期や学校卒業後における切れ目のない支援体制の構築 ■ 医療的ケア児（者）及びその家族への支援の充実		✓ 多様な課題に向き合う区民、関係団体等、行政のつながりを強めた包括的な支援体制 ✓ 地域ケア会議等の充実

基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる	主な意見		課題
	施策4 人に優しいまちをつくる - ユニバーサルデザインの視点に立った道路や公共施設等の整備 - 街や公共施設の中に休息できる空間やベンチを設置する - コミュニティバスの拡大（停留所まで歩けない高齢者が多い） - 通院の付き添いや外出同行など、住民参加型で気軽に利用できる支援があると良い - 点字ブロックに自転車や店舗の荷物などが置かれている	》》》	- 歩道、駅、施設等のバリアフリー化（ユニバーサルデザイン化）の一層の推進 - 外出が安心してできる環境整備 - 高齢者や障害者等に配慮した公共交通や移動支援の充実 - 他者を思いやる意識・マナーの一層の普及
	施策5 一人ひとりの尊厳を守る - 身内以外の後見人制度の普及が進んでいない - 意思決定に際しての情報保障が不十分 - 終活に向けた相談や支援が必要 - こどもの権利条例の普及啓発 - 障害者権利擁護に関する当事者や事業者等に向けた制度周知、普及啓発	》》》	- 判断能力が不十分な方、人生の最終段階で支援の必要な方の増加に備えた取組の充実 - こども、女性、高齢者、障害者をはじめ、あらゆる人に対する権利擁護の推進
	- 高齢者の7割半ばが虐待の相談・通報窓口を「知らない」 - 体罰に対する認識の是正と保護者ケア		- 虐待やDV等の相談場所や通報義務の周知 - 保護者に対する支援の実施
	施策6 災害時の福祉を向上させる - 近所や地域との関わりが必要な事柄は「災害時の地域での助けあい」の割合が高い - 防災教育、災害時要配慮者の支援が浸透していない - 日常の挨拶などつながりを深める	》》》	- 災害に備えた日頃からつながる行動の普及 - 様々な特性を持つ人の円滑な避難体制と安全な避難生活のための対策の充実
	施策7 誰もが社会参加できる仕組みをつくる - 障害者、介護者、子育て保護者が引きこもらない支援が必要 - 性的マイノリティ、育児中や介護中の就労者が働きやすい制度を有する地元企業への支援 - 高齢者の4割近くは「生きがいが無い」、約3割は「特にすることがない」	》》》	- 誰もが働きやすい職場の普及 - 生きがいをもちつための社会とのつながりの促進
	- ひきこもりや孤独を感じる人が増えている。 「広義のひきこもりの可能性がある群」は13.4%		- 孤立は誰にでも起こり得る問題であるという認識の共有 - 孤立防止に向けた分野横断的な連携強化

基本方針Ⅲ 誰もが大切にされる社会をつくる	主な意見		課題
	施策8 情報の適切な活用を図る ■ 区の施策や取組について情報発信が不足している ■ 相談先がわからない困りごとが「ある」割合は10.3% ■ 問題を解決するにはどのように支援していくか、関係者間の情報共有が大切 ■ デジタルデバйд対策の必要性 ■ 外国語表記や「やさしい日本語」の普及 ■ 個人情報保護法は大切な事であるが、福祉活動の現場でなかなか活用しづらい	»»»	✓ 支援を必要とする方への適切な制度周知 ✓ 情報の発信方法に関する工夫 ✓ 情報格差の解消 ✓ 個人情報の適切な取扱に関する検討
	施策9 福祉の質を向上させる ■ 福祉人材・ボランティア養成講座の充実 ■ 民生・児童委員のなり手が少ない ■ 講座修了から活動にスムーズにつながしくみづくり ■ 施設職員が定着する環境整備、待遇改善 ■ 生活困難層やヤングケアラー、不登校・不登園児等への学習支援や社会参加に向けた支援 ■ 江東区のスタートアップと連携して新しい事業を進めて欲しい	»»»	✓ 福祉専門職やボランティアの確保 ✓ 地域活動の幅広い担い手の確保・育成 ✓ サービス事業所職員が働きやすい環境づくり ✓ 特別な支援が必要なこどもへの支援の充実 ✓ 社会福祉を目的とする多様なサービス・技術・商品の開発や社会福祉を目指す起業等に向けた支援の充実
	施策10 啓発活動を推進する ■ 地域や学校における障害理解を深める場や機会の充実 ■ ジェンダーや性的マイノリティに関する取組 ■ 外国人の地域参加（外国人に高齢者、障害者もいる）	»»»	✓ 性別、年齢、国籍等を問わず、地域でくらしたり活動したりする人々が地域に愛着を持ち、共感し合うための意識啓発

第3章 計画推進の方向性

1 計画の基本理念

区で実現すべき地域福祉の将来像である基本理念は国が目指す「地域共生社会」の考えを踏まえたものであり、区と地域福祉を両輪で進める江東区協「第5次江東区地域福祉活動計画」と共通した基本理念です。本計画の基本理念は第1期計画を継承するものとし、区民や関係団体等と力を合わせて地域福祉を着実に進めていきます。

区全体に地域福祉が広がることにより、区のまちづくりの基本的な指針である「江東区基本構想」（平成21年3月13日議決）の『ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち（福祉分野の目指すべき姿）』の実現に寄与していきます。

〔基本理念〕

**一人ひとりの尊厳が守られ、地域でともに支えあい、
誰もが笑顔で安全に暮らせるまち**

〔基本理念に込めた想い〕

一人ひとりの尊厳が守られ	地域でともに支えあい	誰もが笑顔で安全に暮らせるまち
多様な価値観をお互いに認めあい、一人ひとりの権利が大切にされる地域社会を表します。	制度や分野の垣根を取り払い、「支え手」「受け手」という関係を超えて、どんな時も寄り添い、助けあう活動が広がる地域社会を表します。	区民、地域、団体、企業等のつながりの中で誰もが安全に安心して自分らしく生き、すべての老若男女に自然と笑顔があふれる地域社会を表します。



2 計画の基本方針

基本理念の下、本区における地域共生社会の実現に向けて進める施策の方針は以下のとおりです。

基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる

■基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる

令和7年度から令和11年度までを計画期間とする江東区長期計画（後期）において、区は、誰もが安心して住み続けられる社会づくりを実現するため、あらゆる生活上の困り事を抱える区民が孤立することなく、地域で安心して心豊かに暮らせる環境づくりを推進することとしています。

支援が届きにくい福祉課題が顕在化する中、区民同士の日ごろの多様なつながりの構築（地域のつながり）、所管分野を超えた連携の強化（行政のつながり）、地域と行政との連携や協働（地域と行政のつながり）の「3つのつながり」づくりを深化させ、包括的な支援体制の拡充を進めます。

基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる

■基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる

年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての人が安心して暮らせる社会の形成に向けて、一人ひとりの尊厳を守るとともに、誰もが社会参加できる仕組みづくり、くらしの安全の向上、人に優しいまちづくりの取組を着実に進めます。

基本方針Ⅲ 地域福祉の基盤をつくる

■基本方針Ⅲ 地域福祉の基盤をつくる

地域福祉の向上に資するさまざまな取組を進めるうえで、共通して必要となる基盤を強化するため、情報の適切な活用（情報発信の充実やデジタルデバイド解消）、福祉の質の向上（福祉人材の確保・育成等）、地域共生社会実現に向けた啓発活動を進めます。

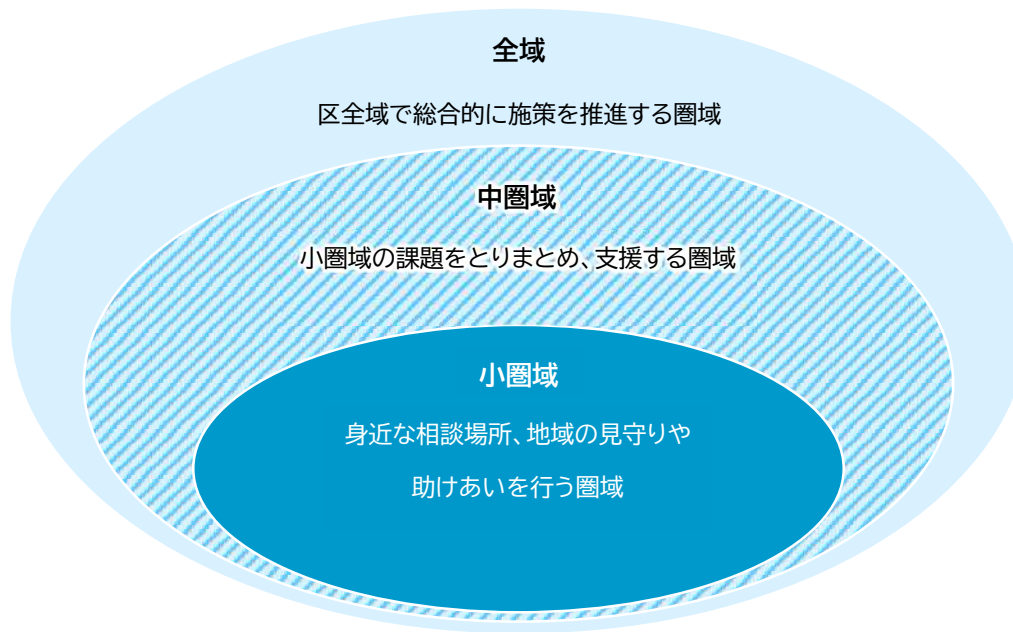
音声コード位置

3 圏域の考え方

高齢者、こども・子育て等の分野別計画等で定める圏域や、福祉以外の分野で定める圏域との関係を踏まえ、福祉サービスの提供や支援等の機能に応じて、地域を重層的に捉える必要があります。

本計画では、住民が日常的に関わり合う範囲・地区である小圏域、小圏域をとりまとめる中圏域、全域の3層で地域を捉え、適時適切な支援が行き届くよう体制・地域づくりを進めます。

《圏域のイメージ》



《各圏域に想定される区域等》

圏域	想定される区域	期待される役割
全域	区全域	施策の総合的な実施、区全般の課題の共有、地域福祉全般のとりまとめ
中圏域	5区域程度 (深川北部、深川南部、城東北部、城東南部、臨海部)	地域福祉コーディネーター等による地域課題等のとりまとめ、小圏域の活動支援
小圏域	日常的に関わり合う範囲・地区 (例) 町会・自治会、小学校区	地域の各行事の催し、サロン等、身近な集いの場の設置、生活課題の把握

第4章 施策の推進

施策体系

基本理念	基本方針	施策	取組方針
誰もが笑顔で安全に暮らせるまち 一人ひとりの尊厳が守られ、地域でともに支えあい、	Ⅰ 3つのつながりをつくる	1 地域のつながりをつくる	1-1 気軽に集える場の創設
			1-2 地域で活動する団体への支援
			1-3 身近な相談先の充実
	Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる	2 行政のつながりをつくる	2-1 行政内部の連携強化
			2-2 組織横断的な相談支援体制の構築
		3 地域と行政のつながりをつくる	3-1 区民や地域活動団体等との連携・協働の推進
			4-1 権利擁護支援の充実
		4 一人ひとりの尊厳を守る	4-2 あらゆる暴力の防止
			4-3 多様な課題を抱えた人への支援の促進
	Ⅲ 地域福祉の基盤をつくる	5 誰もが社会参加できる仕組みをつくる	5-1 誰もが活躍できる場づくり
		6 暮らしの安全を向上させる	6-1 災害時要配慮者対策の推進
			6-2 防犯対策と消費者保護の充実
		7 人に優しいまちをつくる	7-1 まちのバリアフリー化の推進
			8-1 情報発信の充実
		8 情報の適切な活用を図る	8-2 関係者間での情報の共有
			8-3 DX*推進とデジタルデバйд解消
		9 福祉の質を向上させる	9-1 福祉人材の確保・育成
			9-2 サービスの質の向上
		10 啓発活動を推進する	10-1 地域共生社会実現に向けた意識の醸成

施策を横断
する取組

包括的な支援体制の充実（重層的支援体制整備事業）

孤独・孤立対策

※DX：Digital Transformation の略。デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

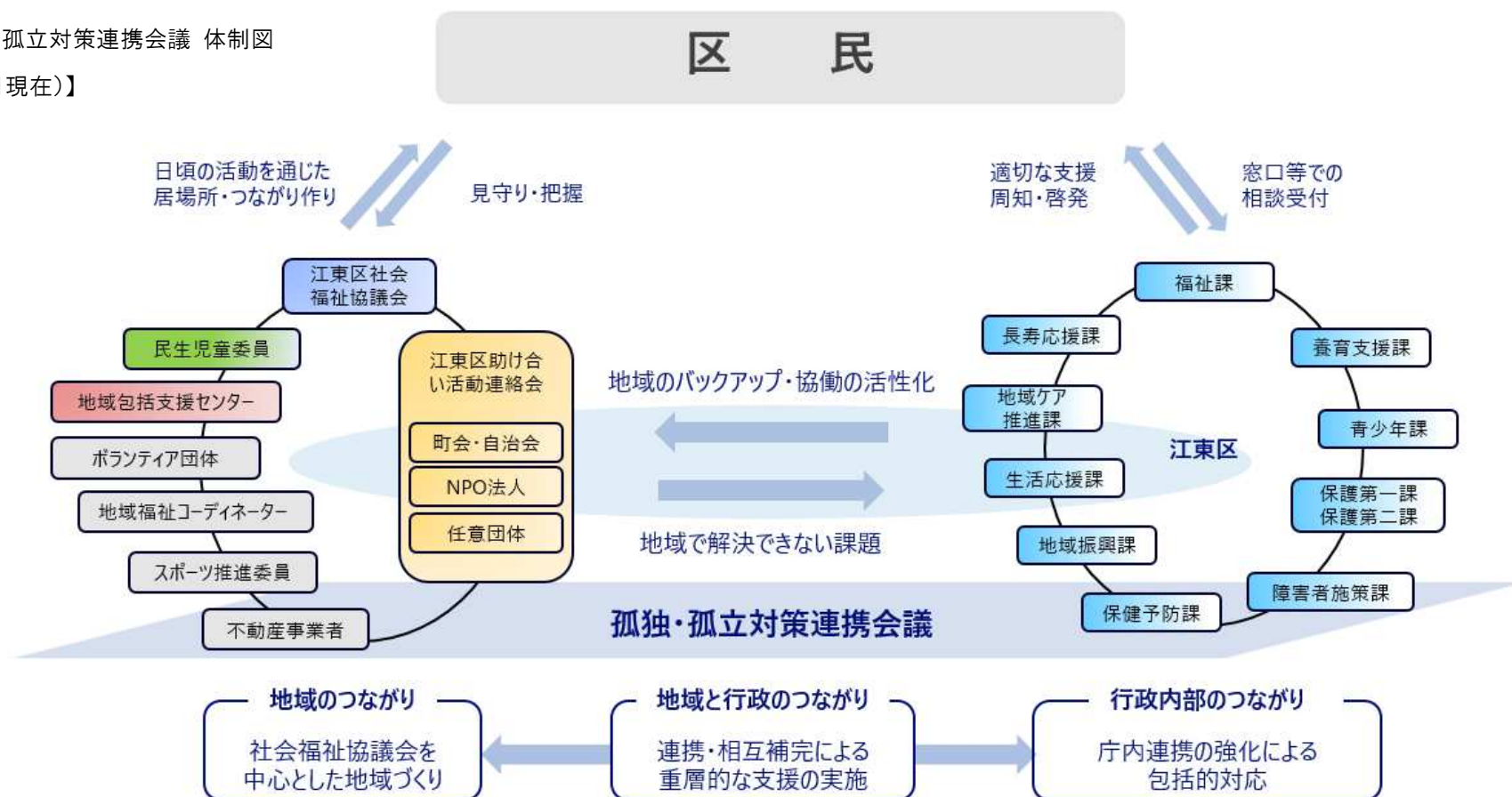
施策を横断する取組 ◆孤独・孤立対策

単身世帯の増加、働き方の多様化などによる社会構造の変化やコロナ禍によって孤独・孤立の問題が顕在化したことを背景に、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、令和6年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。

江東区は令和5年9月に「地方版・孤独孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」の都内初のモデル団体として採択され、区と民間団体で構成する「江東区孤独・孤立対策連携会議」を設置し、孤独・孤立対策の情報共有や具体的な支援策の検討等を行っています。今後も区民アンケートで得られたデータ等を踏まえながら、会議の体制や施策の方向性を見直すなどの取組を進めていきます。

【江東区孤独・孤立対策連携会議 体制図

(令和7年7月現在)】



音声コード位置

施策を横断する取組 ◆包括的な支援体制の充実（重層的支援体制整備事業）

区では、複雑化・複合化した課題を抱えた方や、困りごとをどこに相談すればよいのか悩んでいる方、自身が支援を必要とする状況であることを認識していない方などを支援するため、分野別に行っていた施策や相談支援体制を連携させながら課題に対応する「重層的支援体制整備事業」を新たに実施することで、包括的な支援体制の充実に取り組めます。

▼重層的支援体制整備事業

- 令和3年4月施行の改正社会福祉法により、地域共生社会実現のための事業（区市町村の任意事業）として創設されました。
- 相談支援・地域づくりに向けた既存の取組を活かしつつ、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することで、制度の狭間の支援ニーズにも対応し、誰一人取り残さない包括的な支援体制を実現するしくみです。

I 相談支援（包括的相談支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・多機関協働事業）

相談者の属性や年代に関わらず相談を受け止め、複雑化・複合化した課題については多機関の協働による課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図ります。自ら支援につながる方が難しい方には、アウトリーチ等を通じた継続的な伴走による支援も行います。

II 参加支援（参加支援事業）

本人のニーズ・希望と地域資源との間の調整を行い、社会とのつながりを回復する支援を行います。

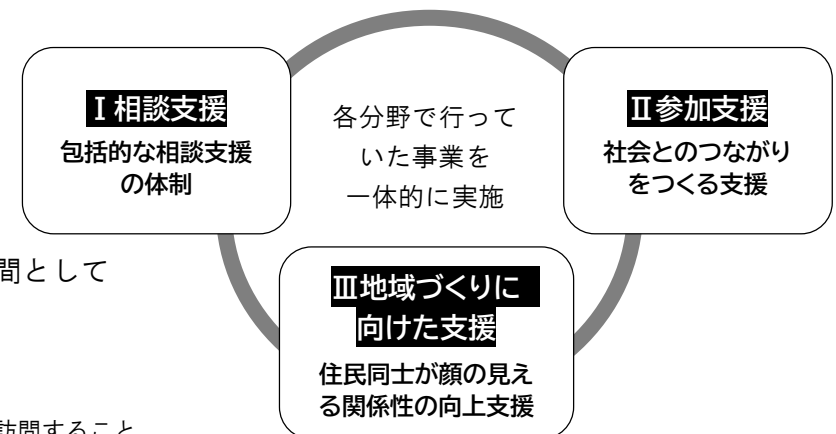
III 地域づくりに向けた支援（地域づくり事業）

属性を超えて交流できる場や居場所を確保し、住民同士の顔の見える関係性の育成支援を行います。

▼実施に向けたスケジュール

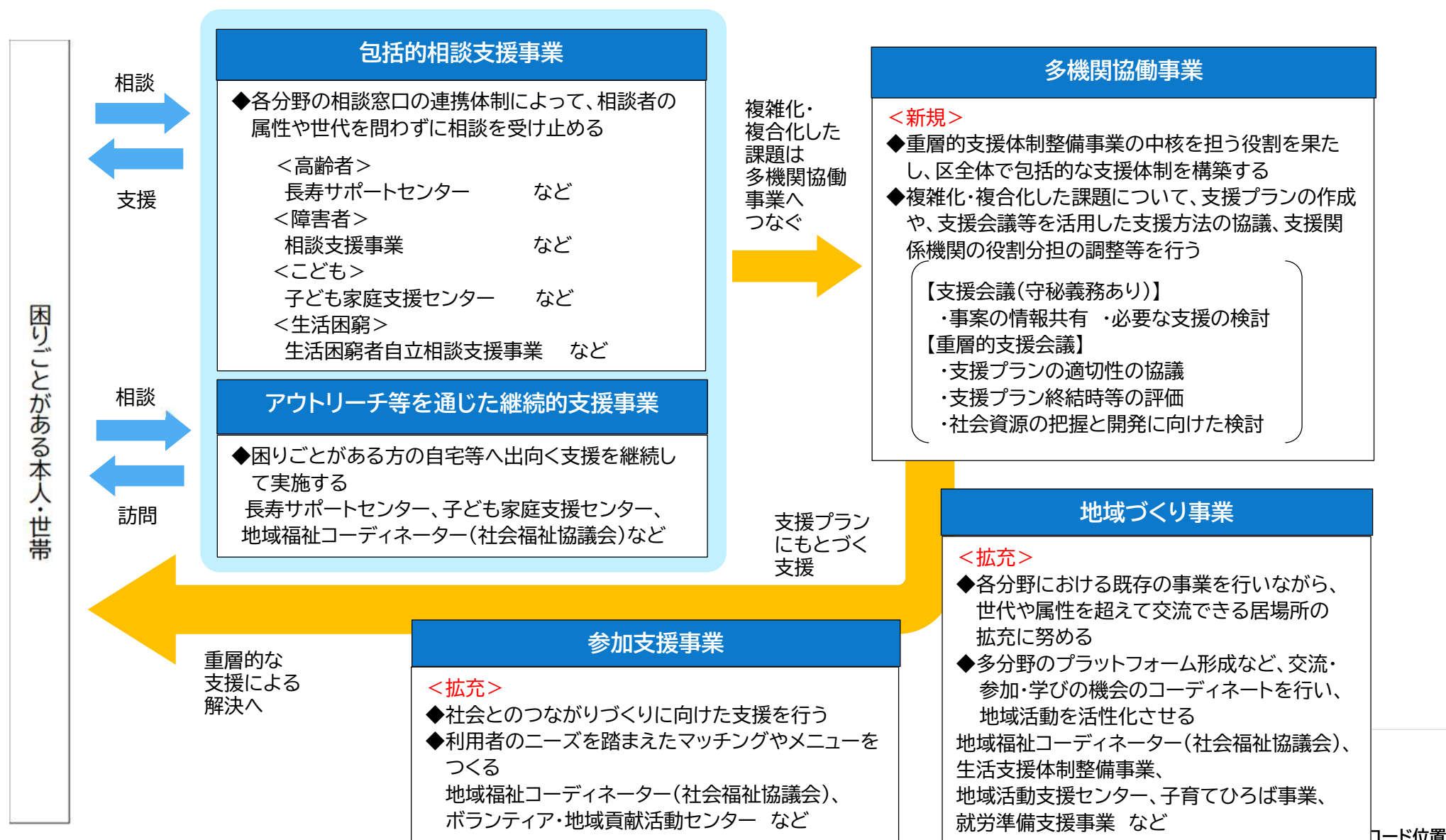
令和8年度までに具体的な事業や体制等の検討を行ったのち、令和9年度を移行期間として一部事業を先行実施し、令和10年度から本格実施できるよう準備を進めていきます。

※※アウトリーチ：潜在的な問題等を早期に発見し、必要なサービスにつなげるため、支援者が積極的に訪問すること。



▼本区における実施のイメージ図

多機関協働事業を新たに実施します。また、参加支援事業・地域づくり事業を拡充し、困りごとがある人が支援を受けられる環境を整えます。



基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる

施策1 地域のつながりをつくる

地域に対する意識の変化等によって地域コミュニティの希薄化が進む中、区民に最も身近な「地域のつながり」をつくるため、住民同士が気軽に集える場の創設、地域で活動する団体や個人への支援、困りごとのある方がより身近な場所で相談できる体制の充実を図ります。

現状

- 社会福祉協議会の地域拠点（サテライト）や子ども家庭支援センターの整備・機能拡充を進めるなど、身近な相談体制の充実に努めています。
- 町会・自治会、NPO等の地域活動団体、商店街への支援に取り組んでいます。
- 町会・自治会の加入率が徐々に低下するなど、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。

社会福祉協議会の地域拠点（サテライト）

社会福祉協議会は、本計画に定める5つの中圏域に地域拠点（サテライト）の整備を進めており、令和5年度に城東北部・城東南部に開設、令和7年度には深川北部に開設を予定しています。

地域の身近な相談窓口として、地域福祉コーディネーターが世代や対象を問わない伴走型の訪問相談支援を行うほか、地域の方々による居場所づくりや見守り活動の支援、地域活動を担う人材の育成、関係機関や企業などとの連携を進めることで、地域や個人の課題解決に取り組んでいます。

課題

- 住民同士の助け合いや交流を生むしかけづくりが課題となっています。
- 町会・自治会等の地域活動団体、商店街では後継者や担い手の不足が問題となっています。
- 地域の見守り活動や困る前の相談の充実、専門性の高い相談体制が求められています。

近所の困っている人を「自分でできる範囲で助けたい」割合が上昇
（区民アンケート）

高齢者と乳幼児、子どもたちが交流できる場が欲しい
（団体アンケート）



施策を推進するための主な柱	主な取組
取組方針 1 – 1 気軽に集える場の創設	
■ 地域の高齢者・障害者・こども等の居場所や、多文化・多世代の方々が交流できる場を拡充します。	●居場所やサロン活動の立ち上げ・運営支援 ●こども食堂への支援充実 ●老人クラブの活動充実
■ 利用者のニーズに応じた活動の場、居場所となるよう福祉施設を運営します。	●福祉会館・児童館、子ども家庭支援センター、グランチャ東雲等の運営
■ 介護者や子育て中の保護者等の支援当事者同士が集える場を拡充します。	●認知症家族交流会の充実 ●子育てひろばの充実 ●サロン等の充実
取組方針 1 – 2 地域で活動する団体への支援	
■ 地域のつながりの促進に力を入れている町会・自治会、青少年対策地区委員会、商店街等の活動を支援します。	●町会・自治会活動活性化の取組への支援 ●青少年対策地区委員会活動への支援 ●商店街への支援
■ NPOやボランティア団体等の地域活動団体の活動を支援します。	●コミュニティ活動情報の発信 ●団体間のネットワークづくり
■ 趣味・スポーツ等のサークル活動等のつながりづくりを推進します。	●生涯学習団体の登録・情報提供 ●自主グループ支援
取組方針 1 – 3 身近な相談先の充実	
■ 地域の身近な相談窓口等の充実を図ります。	●長寿サポートセンター・子ども家庭支援センター ●社会福祉協議会サテライト ●民生・児童委員
■ 家族や友人、地域住民、ボランティア等が行う民間の支援活動をあと押しします。	●地域福祉コーディネーターの拡充 ●社協カフェ[※]等の充実
■ 高齢者や障害者、子育て家庭等に対する地域の見守り活動の充実を推進します。	●地域での見守り支援 ●声かけ・電話訪問 ●救急通報システムの設置

※社協カフェ：地域の“こどもから大人”までがつながることを目的とした”みんなの居場所”として社会福祉協議会が開催している。

音声コード位置

(基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる)

施策2 行政のつながりをつくる

8050問題、ひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラーなど、制度の狭間で支援が届かないおそれのある問題が増加する中で、多様化するニーズや複雑化・複合化したケースに対応するため、行政内部の一層の連携強化を図り、包括的な相談支援を実施します。

現状

- 区や社会福祉協議会においては、さまざまな支援を必要とする方について、庁内の各部課や関係機関が参加する会議を開催して支援方法を協議するなど、連携を図っています。
- 国や都などの関係機関と、日ごろから意見交換や 情報共有に努めています。

課題

- 法や制度の狭間にあって支援が届かない、または 複合的な課題を抱える区民等を包括的に支援する体制の整備が求められています。
- 多様化するニーズや複雑化・複合化する課題に対応するため、積極的かつ迅速な連携が必要とされています。

庁内の連携体制

区では、さまざまな福祉の課題に対して、各部署間の連携を日ごろから図るとともに、それぞれの法律や制度に基づいて、関係部署が出席して支援方法の検討や情報共有を行う会議体を開催しており、その数は約50に及んでいます（令和7年7月現在）。

また、第1期計画においては、包括的な支援体制を構築するための取組として、解決が困難な福祉的課題に対する支援の検討等を行う「江東区庁内福祉連絡会議」を設置していますが、本計画に新たに盛り込んだ重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、既存の会議体の見直しについても十分に検討しながら、包括的な支援体制の充実を図っていきます。

行政の「縦割り」ではなく、「地域」という横のつながりでの相互理解が必要
(意見募集)



施策を推進するための主な柱	主な取組
取組方針 2-1 行政内部の連携強化 ■ 地域福祉を推進するため、行政内部の分野横断的な連携を一層推進し、支援関係者同士の関係構築を推進します。	● 分野をまたぐ連携の推進策の検討
取組方針 2-2 組織横断的な相談支援体制の構築 ■ 制度の狭間にある問題を抱える方や複雑化・複合化した課題を抱える方に対し、包括的な相談支援を実施する体制を構築します。 ■ 長寿サポートセンターや子ども家庭支援センター、保健相談所等の地域に身近にある相談窓口や国・都、社会福祉協議会等の関係機関が緊密に連携することで、相談支援体制を強化します。	● 包括的相談支援事業 ● 多機関協働事業（支援会議、重層的支援会議） ● ハローワークや児童相談所等、国や都の関係機関との連携強化

複雑化・複合化した課題

「複雑化・複合化した課題」とは、一つの世帯に複数の課題が存在している状態であり、1人暮らし世帯の増加など家族構造の変化や、コロナ禍による人間関係の希薄化によって、こうした課題を抱える人が増えていると指摘されています。

「令和6年度 地域福祉コーディネーター活動報告」（江東区社会福祉協議会）から、複雑化・複合化した課題の事例を紹介します。

＜高齢の父親と知的障害の疑いがある子への支援＞

○父親の入院中に都営住宅への転居が決まり、子からの相談により地域福祉コーディネーターが支援を開始。

○子の意思を尊重しながら精神障害手帳を取得。また、生活困窮の状態であったことから、父のケアマネジャーや長寿サポートセンターと連携して生活保護制度を紹介し、受給を開始。

○父が逝去し、子のひとり暮らしとなったが、住宅内の民生・児童委員協力員や自治会関係者とのつながりをつくり、住民が地域の中で緩やかに見守る体制を構築。

○子の就労意向が強いことが確認できたため、区の障害者支援課窓口で相談し、福祉的就労を開始。自立生活援助の活用による金銭管理など一定の支援を受けながら、地域の中で本人らしく暮らし続ける見通しが立てられた。

(基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる)

施策 3 地域と行政のつながりをつくる

地域ごとの特性や強みを踏まえながら、インフォーマルな社会資源等と行政の実施する施策をあわせ、相互に補完しあうことで、包括的な支援体制を一層強化できるよう、地域と行政の連携・協働を推進します。

現状

- 令和5年度に中間支援組織「江東区ボランティア・地域貢献活動センター」を設置し、地域活動団体等との協働の推進に取り組んでいます。
- 地域福祉計画の推進にあたっては「地域福祉計画推進会議」を設置し、区と区民が意見を交わしながら進行管理を行っています。

中間支援組織「江東区ボランティア・地域貢献活動センター」

地域課題が多様化、複雑化する中、行政だけでは解決できない分野において、地域貢献活動団体や区民との協働を推進し、課題解決に向けて取り組めます。

また、地域貢献活動団体、区民、行政、企業間の仲介役として中立的な立場で各々の活動を支え、その活動の活性化を図ります。



課題

- 地域ごとの特性も踏まえながら、地域活動団体や企業等との協働・連携を進めることが重要です。
- 中間支援組織のさらなる活動充実や利用促進が求められています。
- 包括的な支援体制の強化には、区民や地域活動団体の意見をていねいに聴くことが不可欠です。

地域活動団体との連携の程度に、自治体によって差がある
(意見募集)

当事者や関係者の意見要望を把握する制度づくりが必要
(団体アンケート)



施策を推進するための主な柱	主な取組
取組方針 3 - 1 区民や地域活動団体等との連携・協働の推進	
■ 区民や地域活動団体が活動しやすくなるよう、助け合い活動に関する情報やノウハウ、場の確保等を支援します。	● 助け合い活動の立ち上げ支援 ● 地域活動団体のネットワーク化
■ 協働を推進し、区と地域活動団体等がともに主体となって地域課題の解決に取り組めます。	● 中間支援組織による区と団体・区民・企業との連携・協働のコーディネート、 ● 協働事業提案制度
■ 企業や大学等と連携し、見守りが必要な人の支援や地域の活性化を推進します。	● UR 都市機構・JKK との協力・連携 ● 民間の技術・知見を活用した見守りや生活支援
■ 福祉施策の推進にあたっては、地域住民と区との密接なコミュニケーションを大切にし、互いに意見交換できる場や機会を設けます。	● 地域福祉計画推進会議の運営 ● 各分野の計画策定における区民意見の聴取

基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる

施策4 一人ひとりの尊厳を守る

誰もが人権を守られ、自分らしい暮らしができる社会に向けて、自ら意思決定することに困難を抱える人や人生の最終段階における支援、虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)等の権利侵害の防止と適切な対応など、区民一人ひとりの生活を支える取組を進めます。

現状

- 権利擁護センター「あんしん江東」と連携して中核機関を令和5年度に整備し、権利擁護支援の体制強化を図っています。
- こどもの健やかな育ちを支え、こどもの最善の利益が尊重されるよう、令和7年4月に「江東区こどもの権利に関する条例」を施行しました。
- 生活保護世帯は減少傾向である一方、生活困窮に関する相談は増加しています。

課題

- 年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず、あらゆる人の権利が守られることが大切です。
- 虐待やDV等への対応には、関係機関との迅速な連携や対応が必要です。
- 生活上の課題に直面している方への支援の充実が求められています。

こどもの権利に関する条例

こどもの健やかな育ちを支え、こどもの最善の利益が尊重される社会を実現するために、こどもの権利に関する基本的な事項を定めた条例を制定。

制定にあたっては、権利の主体であるこども自身の意見を参考にするため、こどもへのアンケートやヒアリング、ワークショップなどを開催して、当事者の意見に耳を傾け反映させました。



高齢者の7割半ばが虐待の
相談・通報窓口を「知らない」
(区民アンケート)

意思決定支援に際しての情報提供
や、終活に向けた相談・支
援が必要
(団体アンケート)



施策を推進するための主な柱	主な取組
取組方針４－１ 権利擁護支援の充実	
■ 高齢者・障害者・こどもなどの権利擁護に対する理解および参加を促進します。	● 成年後見制度利用促進基本計画に基づく周知啓発 ● こどもの権利条例の周知
■ 成年後見制度の活用に向け体制の充実を図るとともに、成年後見人等を地域で支える仕組みを強化します。	● 権利擁護センター「あんしん江東」の体制充実 ● 地域連携ネットワークの充実
■ 認知症の人や障害者、人生の最終段階における自己決定支援について、普及啓発を行います。	● 本人ミーティング（認知症当事者交流会）を通じた啓発、終活講座
取組方針４－２ あらゆる暴力の防止	
■ 虐待・DV防止のため、庁内及び関係機関の連携を強化するとともに、支援の充実を図ります。	● 支援調整会議の開催 ● 民間団体との協働 ● 母子緊急一時保護
■ 虐待・DVの通告先、相談先の周知を推進します。	● 虐待相談窓口の明示 ● 「女性のなやみとDV相談」「男性のなやみとDV電話相談」啓発カードの作成
取組方針４－３ 多様な課題を抱えた人への支援	
■ 生活に困窮する区民等に対する自立に向けた支援の充実を図ります。	● 自立相談支援、学習支援、食料支援等の実施
■ 困難な問題を抱える女性等への支援を行います。	● 母子・父子相談、女性のための法律相談 ● 養育費確保支援事業、女性の居場所づくり
■ 問題を抱える児童等へのきめ細かな対応を行うため、スクールソーシャルワーカーを派遣します。	● 小・中学校、義務教育学校、幼稚園におけるスクールソーシャルワーカーの活用
■ 住宅確保要配慮者への支援の充実を図ります。	● 居住支援協議会の運営 ● お部屋探しサポート、身元保証のあり方の検討

音声コード位置

(基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる)

施策5 誰もが社会参加できる仕組みをつくる

年齢や性別、国籍、障害の有無や暮らしの状況に関わらず、誰もが社会に参加しやすい環境の整備に向けて、就労や生涯学習を通じた一人ひとりの能力発揮への支援や、外国籍住民の地域活動への参加支援、ボランティア活動等を通じて地域に関わりやすくする仕組みづくりを進めます。

現状

- 社会参加につながるよう、高齢者・障害者・ひきこもり等への支援を推進しています。
- 保育園の整備推進により、待機児数は令和4年度以降、毎年ゼロとなっています。
- 区内の外国人人口は増加傾向にあり、東京23区で4番目に外国籍区民が多くなっています。

課題

- 誰もが希望に応じて、社会参加できる環境の整備が求められています。
- 地域を活性化するためには、より多くの区民が社会参加できる環境が必要です。
- 外国籍区民との相互理解や相互連携を図ることのできる環境づくりが重要となっています。

ひきこもりの現状と施策

東京都が令和5年度に実施した「ひきこもりへの認識に関する世論調査」では、「ひきこもりの状態は「誰にでも起こりうる」との認識が約7割にのぼり、約2割が「自身がひきこもりの状態になる可能性がある(計)」と回答しています。

区では、ひきこもりや不登校を始めとして、仕事、人間関係、ヤングケアラーなど、概ね15歳から40歳未満の方の幅広い悩みに対し、公認心理師や臨床心理士、精神保健福祉士など専門知識と経験を有する相談員が、個別面談、電話相談、居場所づくりなどで次の一歩を踏み出すサポートを行っています。

ゆーすてっぷ



高齢者の4割近くは「生きがいが
ない」、約3割は「特にすること
がない」
(区民アンケート)

障害者、高齢者、子育てをする保
護者が引きこもらないような支援
が必要
(団体アンケート)



主な取組	主な事業
取組方針 5 - 1 誰もが活躍できる場づくり	
■ 高齢者や障害者等で意欲はあるが就労に結びづかない人、ひきこもり等によって就労が困難な人の就労支援を推進します。	● シルバー人材センター、障害者就労・生活支援センター、江東しごとサポートセンターにおける就労支援の充実
■ 育児や介護を行っている人の社会参加を支援・促進するための環境づくりを進めます。	● 保育園の運営 ● こども誰でも通園制度、マイ保育園制度、介護離職防止の普及啓発
■ 区内で生活する外国人が地域の一員として活動に参加できるよう支援します。	● サービスの多言語化、やさしい日本語の推進 ● 国際交流・多文化交流の充実
■ 誰もがその人の希望に応じた社会参加や地域で活躍できる環境づくりを推進します。	● 参加支援事業、生涯学習・地域活動等の社会参加を促進する仕組みづくり

就労意欲のある方々への支援

江東区障害者就労・生活支援センター・・・障害者の一般就労の機会の提供を図るとともに、職業生活を支える支援の業務を行っています。



江東区就労準備支援事業／江東区就労支援センター・・・生活リズムや人との関わり、体調などに不安を抱え、直ちに就労することが難しい、あるいは就労しても長く続かない状態にある方に対して、それぞれの状況に応じ、支援を行っています。



江東しごとサポートセンター・・・区内で働きたい方の就職支援や区内中小企業の雇用・人材確保等を目的に様々な事業を展開しています。



U29 こうとうジョブマッチング・・・江東しごとサポートセンターで実施している。東区内の中小企業に正社員としての就職を希望する 29 歳以下の方を対象にした就職を応援するプログラムです。



(基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる)

施策6 くらしの安全を向上させる

わが国で大規模災害が相次ぐ中、日ごろから災害に備える防災教育・災害時要配慮者の支援のあり方の検討に取り組むほか、近年増加する高齢者や子ども等を狙った犯罪の防止に努めることで、安全・安心に暮らせる地域づくりを実現します。

現状

- 福祉専門職が関与した個別避難計画の作成や、福祉避難所ガイドラインの作成など、災害時要配慮者の支援に関する取組を進めています。
- 高齢者や子ども等を狙った犯罪が全国的に増加しています。

課題

- 災害時要配慮者の避難支援等について、関係者の認識共有を進めるとともに、円滑な避難体制を構築する必要があります。
- 区民を犯罪から守り、安全な地域・くらしを確保する取組が求められています。

災害時要配慮者

災害時要配慮者とは、寝たきり等の要介護高齢者や認知症の人、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害時に特に配慮を要する方々です。区では令和6年度に組織改正を行い、担当課長の新設や関係課長の兼務など、要配慮者の支援に全庁で取り組む体制を整備しました。

また災害時要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難に特に支援が必要な「避難行動要支援者」については、「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害時にはこの名簿を活用して、安否確認や避難支援を行うこととしています。また、平常時には災害協力隊等が要支援者一人ひとりの個別避難計画(避難支援計画)を作成し、いざという時に備えるとともに、予防活動にもつなげています。

近所や地域と関わりが必要な事柄
は「災害時の地域での助け合い」
がトップ
(区民アンケート)

防災教育、災害時要配慮者の支援
が浸透していない
(団体アンケート)



施策を推進するための主な柱	主な取組
---------------	------

取組方針 6－1 災害時要配慮者対策の推進

■ 地域における防災活動を支援します。	● 自主防災組織の育成・支援 ● 防災訓練の充実
■ 災害時要配慮者の避難行動の支援や、避難所等への受入体制の充実を図ります。	● 江東区避難行動支援プランの推進 ● 福祉避難所等への受入体制の検討
■ 区内の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を支援します。	● 各事業所の避難確保計画作成支援
■ 介護事業所等の福祉施設における災害時の業務継続計画（BCP）の作成を支援します。	● 各事業所の BCP 作成支援

取組方針 6－2 防犯対策と消費者保護の充実

■ 高齢者や障害者、こどもなどに対して、防犯意識が向上するよう働きかけます。	● こうとう安全安心メール・SNS 等による啓発 ● 自動通話録音機の設置
■ 警察や関係機関と連携し、地域全体で犯罪を防止する取り組みを支援します。	● 防犯パトロール団体への支援 ● 防犯パトロールリーダーへの研修会の開催
■ 消費者被害に関する情報提供を行うとともに、相談体制を整備して周知を図ります。	● 消費者センターだよりの発行 ● 消費者相談及び出前講座

防犯対策の取組

安全・安心な暮らしを実現するためには、犯罪被害から区民を守ることが大切です。区では警察と連携し、イベント等による啓発活動のほか、江東区青色パトロールカーによる区内巡回パトロール、防犯パトロール団体への支援、町会・自治会・商店街が行う街頭防犯カメラ整備費用の一部補助などを行っています。

また、昨今のいわゆる「闇バイト」が関係すると思われる強盗事件等の発生による体感治安の悪化や、区民の防犯意識の高まりを踏まえ、区では令和7年8月から「個人宅向け防犯機器等購入緊急補助事業」を開始し、防犯カメラや録画機能付ドアホンなどを購入・設置した方に、費用の一部を補助しています。

音声コード位置

(基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる)

施策7 人に優しいまちをつくる

高齢者や障害者、こども、妊産婦など、誰もが利用しやすい安全で安心なまちづくりに向けて、日常生活における移動手段の充実や、建物・駅・トイレ・歩道等のバリアフリー化を官民連携のもと進めます。

現状

- エレベーターや誰でもトイレの設置など、区施設や公園を改修する機会に、バリアフリーを推進しています。
- ワークショップの開催や小学校での出前講座などにより、ユニバーサルデザインへの理解度の向上に努めています。

課題

- 区役所をはじめとする公共施設、道路や公園、民間建築物等、まち全体のさらなるバリアフリー化が求められています。
- ユニバーサルデザインの考え方をさらに普及するための意識啓発が必要です。

ユニバーサルデザインの取り組み

ユニバーサルデザインまちづくりワークショップ

平成15年度から、区民や在勤の方々の参加を募り、区民・事業者・区が協働で、様々なテーマのワークショップを開催しています。令和6年度はワークショップ参加者らとユニバーサルデザイン意識啓発のためのツール（動画とガイドブック）を作成しました。

【ツール：クイズで学ぶ「目的は同じ、やり方が違う」】

動画

ガイドブック



ユニバーサルデザイン出前講座

やさしいまちづくり相談員と協働してユニバーサルデザイン出前講座を小学校等で実施し、これまで2.3万名を超える児童にユニバーサルデザインの考え方を伝えました。

どの駅も車いすやベビーカーの移動がスムーズにできるよう整備してほしい
(団体アンケート)

通院の付き添いや外出同行など、住民参加型で気軽に利用できる支援があるとよい
(団体アンケート)



※ ピクトグラム：不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形のこと。

主な取組	主な事業
取組方針 7-1 まちのバリアフリー化の推進	
■ 高齢者や障害者、こども、妊産婦等が利用しやすいよう、区役所やその他公共施設の建物・設備のバリアフリー化を推進します。	● 各施設の整備・改修 ● 民間建築物のバリアフリー工事への助成 ● だれでもトイレの整備
■ 道路や駅等の各インフラ設備について、民間事業者等との連携も図りつつ、バリアフリー化を促進します。	● 道路の整備・改修 ● 鉄道駅バリアフリー化への助成
■ ユニバーサルデザインの考え方について意識啓発を図ります。	● 多言語表記・ピクトグラム^{**}の普及 ● 心のバリアフリーの普及
■ 移動に困難を抱える高齢者や障害者の日常生活における移動を支援します。	● 福祉タクシーの運行や移動支援 ● コミュニティバスの運行

バリアフリー化の事例紹介

区では、店舗や診療所などでバリアフリー改修工事を行う際に、工事費の一部を助成する「やさしいまちづくり施設整備助成」を実施しています。助成対象となる改修工事は、車いすを利用している方や高齢者の方なども利用しやすくなるよう、狭あいな出入口の改修、スロープや手すりの設置などです。

「バリアフリー改修を考えているけど、助成対象になる工事だろうか」「改修にあたっての整備基準はどのようにすればよいのだろうか」などの疑問や手続きの相談も承っています。改修工事をご検討の事業者の方は、ぜひ一度以下の問い合わせ先よりご相談ください。

【区 HP：やさしいまちづくり施設整備助成】



^{**}ピクトグラム：不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形のこと。

基本方針Ⅲ 地域福祉の基盤をつくる

施策 8 情報の適切な運用を図る

誰もが等しく、適切なタイミングで必要な情報を簡単に入手できるよう、わかりやすい情報発信や情報のバリアフリー化、関係者間の情報共有と個人情報の適切な取扱いとあわせて、高齢者や障害者等のデジタルデバイドの解消にも取り組んでいきます。

現状

- 令和 6 年度に区報やホームページのリニューアルを実施し、よりわかりやすく探しやすい情報の発信に努めています。
- デジタル技術の急速な発展により、情報の発信方法が多様化する一方で、高齢者や障害者などの情報格差が懸念されます。

デジタルデバイド解消に向けた取組

デジタルデバイドとは、「インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差」のことであり、オンライン上のコミュニケーションや官民間わず様々な手続きの電子化が進む中で、情報通信機器の活用有無による情報の取得や活用に格差が生じていることが課題となっています。

区ではデジタル機器に不慣れな高齢者の方に対し、「江東区高齢者スマートフォン教室・相談会」を開催して格差の解消に務めています。



課題

- 福祉サービスや地域活動情報等、情報が欲しいときにわかりやすく簡単に得られる仕組みが求められています。
- 個人情報保護の観点から支援関係者間の情報共有に制約があり、情報共有の仕組みについての検討が課題となっています。

区の施策や取組は一定程度
充実しているものの、
情報発信が不足している
(団体アンケート等)

相談先がわからない困りごとが
「ある」割合は約 10%
(区民アンケート)



施策を推進するための主な柱	主な取組
取組方針 8 – 1 情報発信の充実	
■ 対象者に適した、わかりやすい情報発信を行います。 ■ 支援等が必要になった時に簡単に区の情報が入手できる仕組みづくりを推進します。 ■ 高齢者や障害者、外国人等の情報弱者に対するわかりやすい情報提供や、障害特性に配慮した情報提供手段の充実等、情報リテラシー[※]の向上と情報保障を推進します。	● 区報、ホームページ、SNS 等の各種媒体を活用した情報発信 ● SNS 等を活用した情報提供 ● 公共施設における情報提供 ● 各情報媒体のバリアフリー化 ● 多言語版パンフレットの作成・配布
取組方針 8 – 2 関係者間での情報の共有	
■ 支援を円滑に行うため、支援関係者間で要支援者情報を共有する仕組みをつくります。 ■ 情報共有のあり方の検討を踏まえ、支援団体等の連携を推進します。	● 情報共有の仕組みやあり方 ● 個人情報の適切な取り扱いについての検討 ● 地域の支援団体等との情報共有の仕組みの検討
取組方針 8 – 3 DX 推進とデジタルデバйд解消	
■ 区民の利便性向上の観点から、福祉行政手続きにおけるDXを進めます。 ■ 高齢者・障害者等のデジタルデバйдを解消し、生活上の不便が生じないようにします。 ■ ICT等の活用支援について、庁内で研究・検討を行います。	● 申請手続き等のオンライン化 ● 高齢者スマートフォン講座・相談会 ● 情報通信支援用具の給付による障害者のアクセシビリティ[※]支援 ● システム導入補助、人工知能（AI）やロボット等の活用に対する支援の検討
※情報リテラシー：情報機器を操作する能力、情報を主体的に選択し収集・活用する能力等のこと。 ※アクセシビリティ：アクセスのしやすさや利用のしやすさ。	

（基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる）

施策 9 福祉の質を向上させる

利用者本位の質の高いサービスの提供や、一人ひとりの課題を見過ごさないための取組の実施に向け、地域福祉に関わる人材の育成や、福祉事業者のサービスの質を高める取組への支援等を行います。

また、担い手の確保を図るため、福祉人材の確保策を検討します。

現状

- 福祉人材や事業所の確保・育成のため、相談・面説会、採用活動費の補助などに取り組んでいます。
- 福祉サービス事業者のサービスの質の向上に資するため、第三者評価や指導検査を実施しています。

介護人材確保に向けた取組

少子高齢化の進展によって要介護者が増加し、利用者ニーズも多様化する一方、介護サービスに携わる人材の不足が深刻化しています。江東区でも高齢者人口が 2040 年にピークを迎え、介護サービス利用者数が約 1 万 8000 人になると推計されており、将来にわたって介護人材を確保することが必要となっています。

区ではこれまでも「福祉のしごと相談・面接会」の開催や、介護事業者に対する採用活動費補助、介護福祉士等関連資格取得にかかる費用助成など、人材定着や育成のための支援を行ってきましたが、令和 7 年度から新たに、介護事業者もメンバーに加わった「介護人材対策協議会」を立ち上げ、より実効性の高い施策について検討を行っています。

課題

- 複雑な事例に対応するため、福祉分野における区職員の対応力を向上する必要があります。
- 高齢化の進展と福祉人材の不足を踏まえた人材確保へのさらなる取組とあわせて、サービスの質の維持・向上が求められます。
- ボランティア等の確保のため、意欲のある人の育成と活動のコーディネートが必要です。

リタイアしている人に、
ボランティア参加を
呼びかけるとよい
（団体アンケート）

福祉人材の定着率を向上するための
取組強化が必要
（団体アンケート）



施策を推進するための主な柱	主な取組
取組方針 9 - 1 福祉人材の確保・育成	
■ 福祉の相談業務に従事する区職員の対応能力の向上を図ります。	● 区職員の育成 ● 専門職の配置
■ 福祉事業者に対する福祉人材確保・育成の支援を推進します。	● 福祉のしごと相談・面接会 ● 保育園就職フェア ● 採用活動費補助 ● 介護人材対策協議会
■ 不足する福祉サービス事業所の確保に努めます。	● 事業所への開設準備経費等補助 ● 小規模多機能型居宅介護施設、障害者グループホーム等の整備
■ 区と社会福祉協議会において、分野横断的にボランティアを確保、育成、コーディネートする仕組みを強化します	● ボランティア体験の機会を拡充 ● ボランティア・アカデミーの開催
■ 民生・児童委員の充足率の向上を図ります。	● 制度の PR ● 事務負担の軽減 ● 新たな推薦方法の検討
取組方針 9 - 2 サービスの質の向上	
■ 福祉事業者のサービスの質の向上に対する支援を推進します。	● 福祉サービス第三者評価の推進
■ 福祉事業者に対する指導検査の充実を図ります。	● 指導検査体制の充実

(取組方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる)

施策 10 啓発活動を推進する

性別、年齢、障害、国籍、宗教、価値観等の違いを互いに認め合い、一人ひとりの個性が尊重される社会の形成に向けて、学校教育や生涯学習における学ぶ機会の充実、助けあいの実践を通じて、多様性や地域共生社会に対する理解促進を図ります。

現状

- 学校教育や生涯学習の場において、障害や人権、LGBT 等への理解促進に関する教育や啓発が行われています。
- 令和 4 年度に「江東区多文化共生推進基本指針」を策定し、多文化共生の意識啓発と醸成に取り組んでいます。

多文化共生推進基本指針

日本に居住する外国人は増加しており、江東区で生活する外国人も増加しています。江東区では、令和 3 年度に、本区に居住する外国人及び日本人の生活実態や区政への意見・要望を把握し、現状の分析や今後の多文化共生の取り組みにつなげるため、「江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査」を実施しました。

その結果を踏まえ、区民が国籍や人種・文化の違いを問わず、お互いを尊重し、共に地域の一員として安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現を推進する指針として、令和 5 年 3 月に「江東区多文化共生推進基本指針」を策定しました。

「江東区多文化共生推進基本指針」では、「日常生活に関する支援」、「多文化共生の意識啓発と醸成」、「地域活性化と交流機会の創出」を 3 つの基本目標に掲げ、多文化共生社会を実現するため必要となる施策や事業に取り組むこととしています。

課題

- 地域共生社会について、一人ひとりの理解促進や助け合いの意識向上が求められています。

障害者についての理解を深めるための学ぶ機会が不足している
(団体アンケート)

外国人向けの講座、外国人と日本人の交流の講座が必要
(団体アンケート)



施策を推進するための主な柱	主な取組
取組方針 10－1 地域共生社会実現に向けた意識の醸成	
■ 人権・多様性・合理的配慮についての区民の理解促進を図ります。	● 人権・LGBT 等に関する啓発や講座 ● 障害者差別解消に関する啓発
■ 区職員一人ひとりに地域共生社会の理念が浸透するよう、研修や啓発を実施します。	● 人権研修 ● 障害者雇用理解促進研修 ● 地域共生社会の推進に向けた啓発
■ 学校等において人権教育や福祉教育の充実を図るとともに、生涯学習等を通じた地域共生社会への理解促進を図ります。	● 学校等における教育 ● 人権啓発、生涯学習 ● 区立中学校への出前講座 ● ボランティア福祉体験学習
■ 地域に暮らす日本人と外国人が互いに違いを認め合い、相互に協力しあうことで、地域の一員として生活していくことができるまちづくりを推進します。	● 多文化共生に関する普及啓発

SDGs の視点

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 27 年 9 月に国連で採択された、令和 12（2030）年までに先進国を含む国際社会全体で達成を目指す 17 の国際目標（ゴール）であり、我が国は国連の一員として平成 28 年に「SDGs 実施指針」を定め、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を奨励しています。

江東区長期計画（後期）では、SDGs の達成に向けた取り組みは、区民、事業者、区それぞれの行動の積み重ねであるため、施策の実施にあたっては、それぞれ SDGs の目標や関連するターゲットを見据え、取り組みを推進することとしています。

また、地域共生社会の実現に向けた取り組みは、SDGs が理念として掲げる「誰一人取り残さない社会」を実現することにつながります。

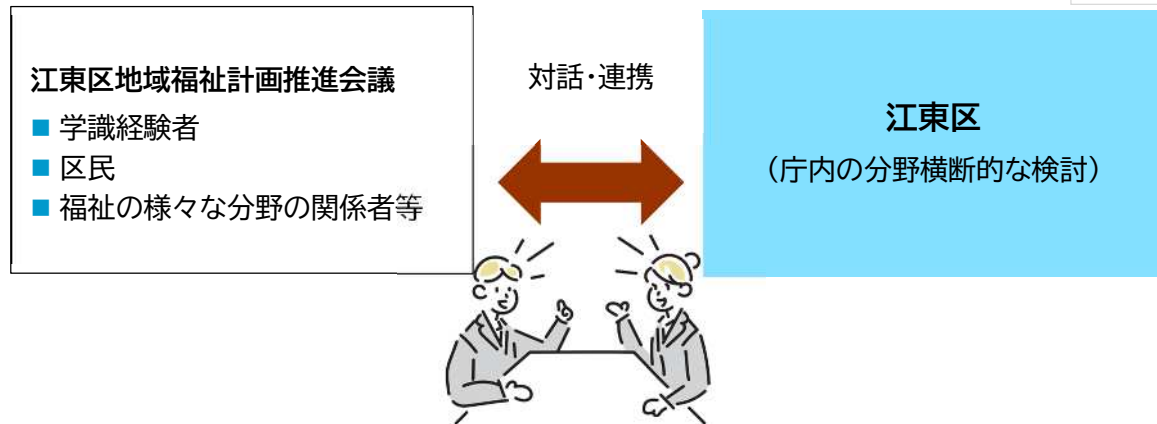
SDGs の 17 の目標（ゴール）



第5章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

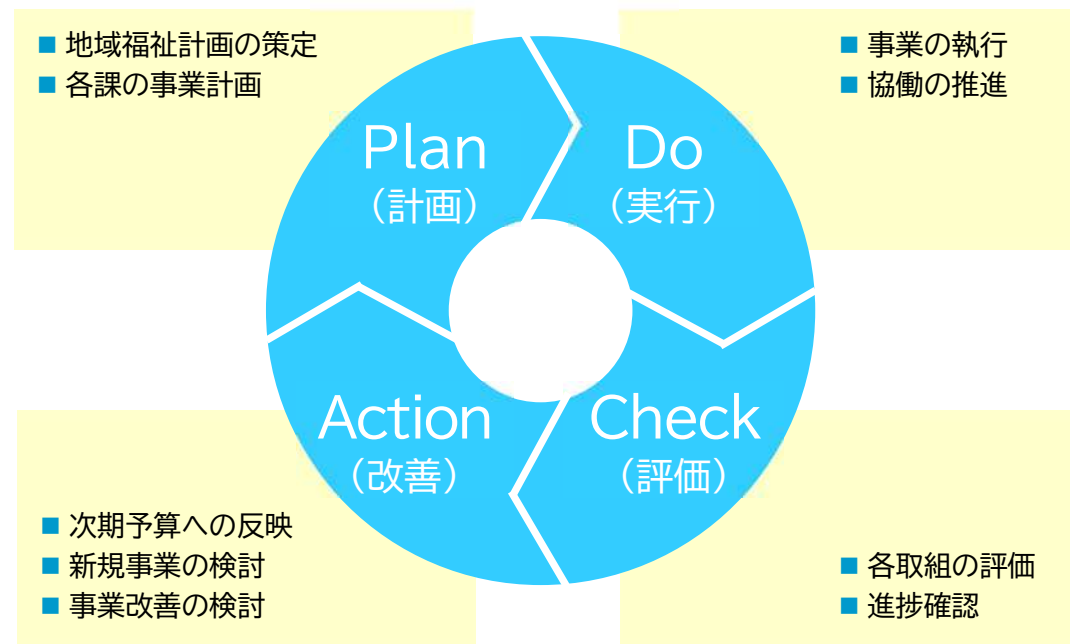
有識者、福祉関係者、公募区民等を委員とする「江東区地域福祉計画推進会議」と江東区（庁内関係部署）との対話と連携を行いながら、地域福祉計画の着実な推進を図ります。



2 計画の進行管理

学識経験者をはじめ、地域に暮らす区民や、高齢・障害・こども・生活困窮等の福祉分野の関係団体等と区が対話を通じて評価を行います。

評価の結果を可能な限り次年度以降の取組に反映させることで、PDCAサイクルを適切に運用し、基本理念の実現を目指します。

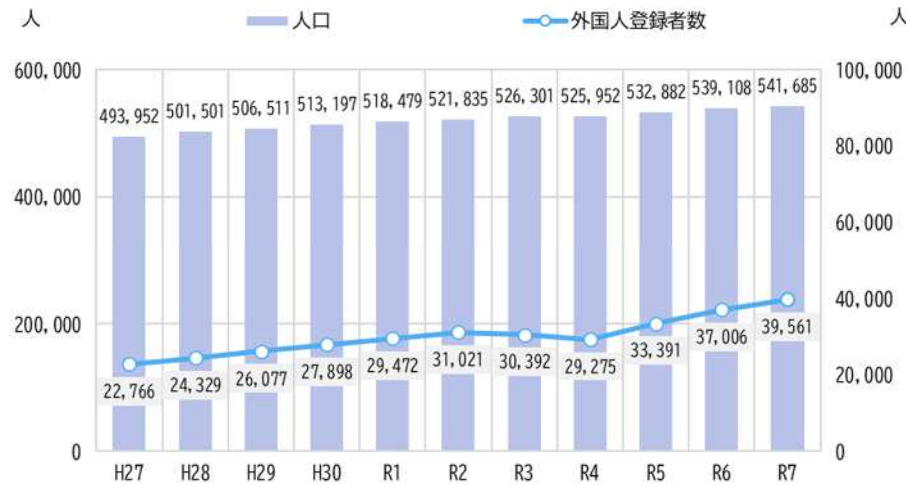


資料編

音声コード位置

1 統計グラフ

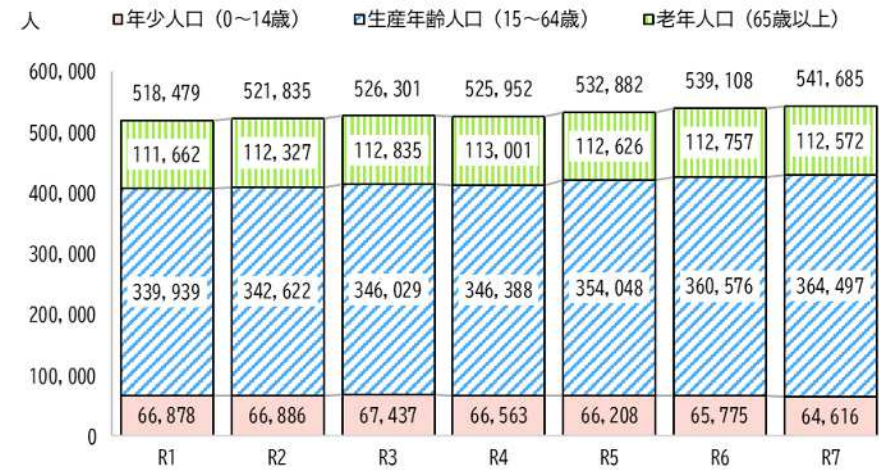
①人口 / 外国人登録者数



(各年1月1日現在)

資料：住民基本台帳人口調査集計表

②年齢（3区分）別人口



(各年1月1日現在)

資料：住民基本台帳人口調査集計表

- 人口は平成28年に50万人を超えてからも増加傾向は続き、令和7年時点で541,685人となっています。
- 外国人登録者数はコロナ禍の時期にあたる令和3～4年は減少しましたが、令和5年から再び増加し、令和7年時点で39,561人となっています。
- 年少人口（0～14歳）は令和3年をピークに減少に転じている可能性があります。生産年齢人口（15～64歳）は一貫して増加傾向にあり、老年人口（65歳以上）は令和5年からは112,000人台で推移しています。

③世帯数 / 1世帯当たり人員



(各年1月1日現在)

資料：住民基本台帳人口調査集計表

- 世帯数は年間5,000～6,000世帯ずつ増加しており、令和7年時点で294,261世帯となっています。
- 1世帯当たり人員はゆるやかに減少しており、令和7年時点で1.84人となっています。

④出生数 / 合計特殊出生率



(各年1月1日現在)

資料：住民基本台帳人口調査集計表、保健衛生事業概要

- 出生数は平成27年から減少傾向にあり、令和5年時点で3,582人となっています。
- 合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に産むと仮定される子どもの平均数）も減少し、令和5年時点で1.07となっています。

⑤町会・自治会加入率



(各年4月1日現在)

資料：江東区データブック

- 世帯数は年々増加する一方で町会・自治会加入率は平成28年の60.6%をピークに減少局面に入り、令和6年時点で54.1%となっています。

⑥要支援・要介護認定者数 / 認定率



(各年12月31日現在)

資料：江東区データブック

- 要支援・要介護認定者数(65歳以上)は令和元年から令和6年にかけて約3,300人増加し、令和6年時点で23,700人となっています。
- 認定率も年々増加しており、令和6年時点で20.8%となっています。

⑦障害者手帳保持者数



（各年3月31日現在）

資料：江東区データブック

※複数の手帳所持者をそれぞれの障害にカウントしているため、実数と異なる

- 身体障害者数はほぼ横ばいで推移、知的障害者数はゆるやかに増加しています。精神障害者数は増加傾向にあり、令和5年から令和7年にかけては約1,400人増加し、令和6年時点で6,322人となっています。

⑧生活保護被保護人員 / 保護率 / 自立相談支援事業相談件数



※保護率：人口千人当たりの被保護人員

（各年3月31日現在）

資料：福祉課



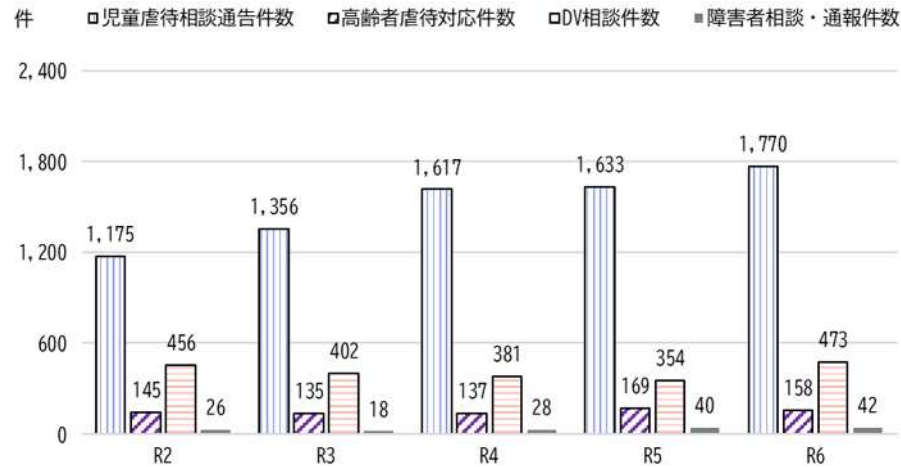
（各年度4月～3月計 延べ件数）

資料：福祉課

- 生活保護制度を利用している被保護人員は減少傾向にあり、令和7年時点で8,497人となっています。保護率も同じく減少傾向にあります。
- 自立相談支援事業相談件数（延べ）はコロナ禍の時期にあたる令和2年は多くなりました。令和3年から3,000件台で推移しているものの、令和5年から再び増加しています。

音声コード位置

⑨虐待等相談対応件数



(各年度 4 月～3 月計)

資料：江東区データブック 福祉課

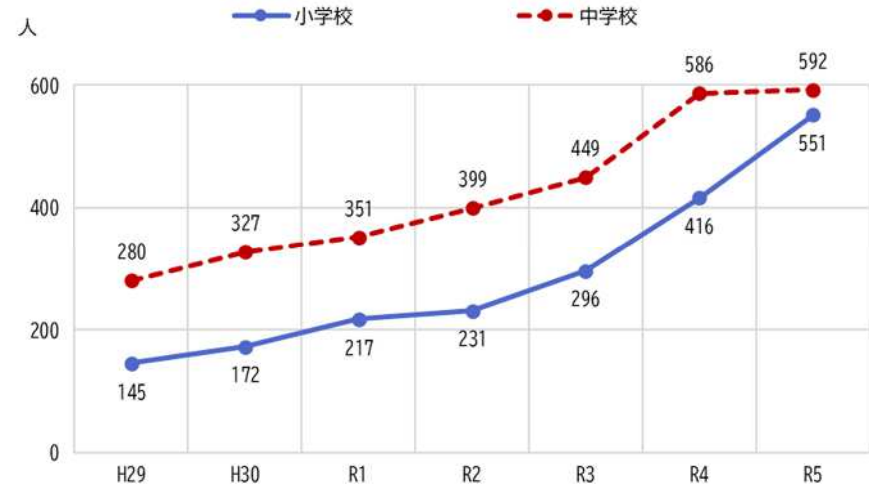
※高齢者はセルフネグレクト・65歳未満の被虐待者は含まない

DVは女性相談で受けた件数

障害者は障害者虐待防止センターで受けた件数

- 児童虐待相談通告件数は年々増加しており、令和6年は1,770件となっています。
- DV相談件数は年間約380～470件であり、児童虐待に次いで多くなっています。
- 高齢者虐待対応件数は年間150件前後あります。障害者相談・通報件数は令和5～6年に40件台あり、令和2～4年から若干増加しています。

⑩不登校児童・生徒数



(各年度 4 月～3 月計)

資料：江東区データブック

※区立小中学校、義務教育学校

- 不登校児童数は年々増加し、令和3年から令和5年にかけては約260人増加し、令和5年時点で551人となっています。
- 不登校生徒数も増加傾向にあり、令和5年時点で592人となっています。

2 江東区地域福祉計画推進会議設置要綱

令和4年4月15日

4 江福福第137号

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく江東区地域福祉計画（以下「計画」という。）の推進並びに見直し及び改定を図るに当たり、専門的見地及び区民の視点から計画について自由に意見を表明する会議として、江東区地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

（1）計画の推進に関し必要な事項

（2）計画の見直し及び改定に関し必要な事項

（3）前2号に掲げるもののほか、計画の推進並びに見直し及び改定に関し区長が必要と認める事項

（組織）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する20人以内の者をもって構成する。

（1）学識経験者

（2）福祉関係者

（3）保健医療関係者

（4）地域活動関係者

（5）公募委員

3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第5条 会長は、推進会議を招集し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

（専門部会）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指定する事項について調査及び検討する。

3 専門部会の部会長及び部会員は、会長が指名する。

4 部会長は、専門部会を招集し、会務を総理する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 推進会議の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

音声コード位置

3 江東区地域福祉計画推進会議委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属等	備考
1	ナガクラ マスミ 長 倉 真寿美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授	会長
2	オカダ テツロウ 岡田 哲 郎	東京学芸大学 教育学部教育支援課程ソーシャルワークコース（特任講師）	副会長
3	アキヤマ サブロウ 秋 山 三 郎	NPO法人東京養育家庭の会川の手支部 NPOこうとう親子センター代表理事	
4	ゴウ ケイオ 郷 ケイオ 景 雄	江東区老人クラブ連合会会長	
5	イトウ ヨシヒコ 伊藤 善 彦	社会福祉法人江東楓の会理事長	
6	ナガタ タクヤ 永田 拓也	江東区医師会理事	令和●年●月●日～令和7年●月●日
	カミジマ トオル 上 嶋 トオル 亨	江東区医師会理事	令和●年●月●日～
7	フクヤマ ケンジ 福 山 ケンジ 憲 治	江東区青少年委員会会長	
8	キタジマ チエ 北 島 チエ 千 絵	主任児童委員	
9	ダイ ジュンイチ 基 ジュンイチ 純 一	江東区民生・児童委員協議会亀戸地区会長	
10	コウノ ヒサタダ 河野 ヒサタダ 久 忠	NPO法人青少年自立援助センター理事長	
11	タムラ ミツコ 田村 ミツコ 満 子	NPO法人こどもの発達療育研究所理事長	

	氏名	所属等	備考
12	フルカワ ケンヤ 古川 謙也	江東区社会福祉協議会地域福祉推進課長	
13	ハマグチ シュウジ 濱口 秀司	住吉長寿サポートセンター管理者	
14	ミヤザキ ヒデノリ 宮崎 英則	江東ボランティア連絡会運営委員	
15	ヨシノ ヨシミチ 吉野 義道	多世代交流の里 砂町よっちゃん家代表	
16	シンカイ ユリコ 眞貝 裕利子	江東区町会連合会会長	
17	モリ ジュンイチ 森 純一	東京都社会福祉協議会地域福祉部長（令和6年度） 東京都社会福祉協議会 東京ボランティア・市民活動センター副所長（令和7年度）	
18	オオタケ ノブヤス 大竹 伸康	社会福祉法人有隣協会更生施設さざなみ苑施設長	令和●年●月●日～令和7年●月●日
	キム トンチョン 金 東天	社会福祉法人有隣協会更生施設さざなみ苑	令和●年●月●日～
19	シマザキ サキ 島崎 紗葵	公募委員	
20	サトウ エミ 佐藤 恵美	公募委員	令和●年●月●日～令和7年●月●日
	オチ タカエ 越智 貴枝	公募委員	令和●年●月●日～

音声コード位置

4 計画の策定経過

日程	会議等	議題等
令和6年5月31日	令和6年度第1回 江東区地域福祉計画推進会議	(1) 会長・副会長互選 (2) 第二期江東区地域福祉計画の策定について (3) アンケート調査について
令和6年8月19日	令和6年度第2回 江東区地域福祉計画推進会議	(1) 江東区地域福祉計画に係る事業の取組状況について (2) 江東区及び社会福祉協議会における連携体制について (3) 第二期江東区地域福祉計画策定に向けたアンケート調査の実施等について (4) 江東区こども計画の策定について (5) ヤングケアラーの支援について
令和6年9月30日～ 10月18日	区民アンケート	配付数 3,000人（18歳以上の区内在住者から無作為抽出） 回答数 1,179人（回答率39.3%）
令和6年10月1日～ 10月18日	団体アンケート	配付数 69件（地域福祉分野において区内で活動する団体等） 回答数 40件（回答率58.0%）
令和6年11月1日～ 11月17日	区民意見募集	対 象 区民、区内在勤者、区内在学者 方 法 区報、区ホームページ、区SNSによる募集 意見数 66人
令和7年1月10日	令和6年度第3回 江東区地域福祉計画推進会議	(1) 第二期地域福祉計画策定に係る調査結果（速報版）について ・「地域のつながり」づくり及び「地域と行政のつながり」づくりをテーマに グループワークを実施

【グループワーク実施風景】



日程	会議等	議題等
令和7年3月14日	令和6年度第4回 江東区地域福祉計画推進会議	(1) 第2期江東区地域福祉計画策定に係る調査結果等について (2) 第2期江東区地域福祉計画について (3) 令和7年度予算について（地域福祉に関係するもの） (4) 江東区こども計画の策定について
令和7年5月19日	令和7年度第1回 江東区地域福祉計画推進会議	(1) 第2期江東区地域福祉計画（骨子案）等について (2) 第2期江東区地域福祉計画の施策体系（案）について
令和7年7月15日	令和7年度第2回 江東区地域福祉計画推進会議	(1) 第2期江東区地域福祉計画（素案）について (2) 重層的支援体制整備事業について